

むつ市議会第192回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成19年6月19日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議員の辞職】

第1 議長の議員辞職について

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例
- 第3 議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例
- 第4 議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例
- 第5 議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例
- 第6 議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例
- 第7 議案第38号 むつ市脇野沢流通センター条例
- 第8 議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例
- 第9 議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例
- 第10 議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第49号 青森県交通災害共済組合同約の一部を変更する規約
- 第19 議案第50号 青森県市長会館管理組合同約の一部を変更する規約
- 第20 議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第21 議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第22 議案第53号 平成19年度むつ市一般会計補正予算
- 第23 議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第24 報告第4号 むつ市障害者計画について
- 第25 報告第5号 平成18年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第26 報告第6号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第27 報告第7号 平成18年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

- 第28 報告第8号 平成18年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書
- 第29 報告第9号 平成18年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第30 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第31 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第32 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第33 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第34 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第35 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算)
- 第36 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第37 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第38 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第39 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 第40 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)
- 第41 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算)
- 第42 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

諸般の報告

【議員の辞職】

第1 議長の議員辞職について

【議長選挙】

第2 議長選挙

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第3 議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例
- 第4 議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例
- 第5 議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例
- 第6 議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例
- 第7 議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例
- 第8 議案第38号 むつ市脇野沢流通センター条例
- 第9 議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例
- 第10 議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例
- 第11 議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第49号 青森県交通災害共済組合理約の一部を変更する規約
- 第20 議案第50号 青森県市長会館管理組合理約の一部を変更する規約
- 第21 議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第22 議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について
- 第23 議案第53号 平成19年度むつ市一般会計補正予算
- 第24 議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第25 報告第4号 むつ市障害者計画について
- 第26 報告第5号 平成18年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第27 報告第6号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第28 報告第7号 平成18年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第29 報告第8号 平成18年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書
- 第30 報告第9号 平成18年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第31 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第32 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

- 第33 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第34 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第35 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第36 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算)
- 第37 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第38 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第39 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第40 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 第41 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)
- 第42 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算)
- 第43 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)

出席議員（59人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎	
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦	
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十	
7番	小	林		正	8番	菊	池	一	郎	
9番	新	谷		功	10番	濱	田	栄	子	
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司	
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄	
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫	
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生	
19番	久	保	田	昌	司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作	
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	正	司	
26番	東	谷	良	久	27番	佐	々	木	隆	
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強	
30番	坂	井	一	利	31番	福	永	忠	雄	
32番	板	井	磯	美	33番	飛	内	賢	司	
34番	赤	松		功	35番	田	澤	光	雄	
36番	德			誠	37番	佐	々	木	肇	
38番	鎌	田	ち	よ	子	39番	菊	池	広	志
40番	野	呂	泰	喜	41番	杉	浦		洋	
42番	千	賀	武	由	43番	目	時	睦	男	
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文	
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均	
48番	工	藤	清	四	郎	49番	服	部	清	三
50番	杉	本	清	記	51番	慶	長	徳	造	
52番	佐	藤		司	55番	本	間	千	佳	
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智	十	
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志	
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男	
62番	宮	下	順	一	郎					

欠席議員（2人）

23番	千	船		司	53番	工	藤	直	義
-----	---	---	--	---	-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長職務代理者	田 頭 肇	収入役	田 中 實
教育長	牧 野 正 藏	公営企業管理者	杉 山 重 一
代査委員	菊 池 十 四 夫	総務部長	齋 藤 純
総務部調整	佐 藤 忠 美	総務部事務出納室長	西 堀 敏 夫
企画部長	阿 部 昇	企画部	近 原 芳 栄
民生部長	佐 藤 吉 男	保健福祉部	佐 藤 節 雄
経済部長	佐 藤 純 一	建設部長	成 田 豊
建設部	石 田 三 男	教育部長	新 谷 加 水
公営企業局長	小 川 照 久	監査委員	遠 藤 雪 夫
総務部長	工 藤 武 勝	企画部	千 船 藤 四 郎
企画部	奥 島 慎 一	企画部	鈴 木 克 郎
選挙管理委員会	大 芦 清 重	農委事務局	村 川 修 司
総務部	花 山 俊 春	経済部	笠 井 哲 哉
経済部	中 嶋 達 朗	川庁舎	工 藤 昭 治
川産課	小 濱 琴 一	大庁舎	伴 邦 雄
脇野舎	船 澤 桂 逸	総務部	松 尾 秀 一
総務部	吉 田 真	総務部	澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局長	小 島 昭 夫	次 長	高 田 文 明
総括主幹	工 藤 昌 志	総括主幹	柳 田 諭
庶務係長	金 澤 寿 々 子	庶務係主査	濱 村 勝 義

調査係
主事査
議事係
主事

石 田 隆 司
井 戸 向 秀 明

議事係
主任

葛 西 信 弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は59人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、けさほど市長職務代理者副市長から今定例会に提出されております議案等に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、6月12日、下北駅前整備促進特別委員長より報告のありました下北駅前広場整備計画平面図については、本日お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

○議長（宮下順一郎） 私は、このたび一身上の都合により議員の辞職願を副議長に提出いたしました。

これから私の一身上の事件に関しますので、除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時04分 再開

○副議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

日程第1 議長の議員辞職について

○副議長（山本留義） 次は、日程第1 議長の議員辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（小島昭夫）

辞 職 願

今般、一身上の都合により、平成19年6月18日付で議員を辞職したいから、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。

むつ市議会副議長

山本留義 様

むつ市議会議員

宮下順一郎

○副議長（山本留義） お諮りいたします。

宮下順一郎議長の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、宮下順一郎議長の議員辞職を許可することに決定いたしました。

日程の追加

○副議長（山本留義） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議長選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

日程第2 議長選挙

○副議長（山本留義） 次は、日程第2 議長選挙を行います。

選挙は投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（山本留義） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は58人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○副議長（山本留義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本留義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（山本留義） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して投票をお願いします。

点呼をいたします。

○事務局長（小島昭夫） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて被選挙人の氏名を記載し、投票箱に投票してください。

（事務局長氏名点呼・投票）

○副議長（山本留義） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本留義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（山本留義） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に25番東谷正司議員、30番坂井一利議員、46番菊池清議員を指名いたします。

よって、25番東谷正司議員、30番坂井一利議員、46番菊池清議員の立ち会いを願います。

（開票）

○副議長（山本留義） 投票の結果を報告いたします。

投票総数58票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 55票

無効投票 3票

有効投票中

川端澄男議員 24票

川下八十美議員 19票

新谷 功議員 7票

工藤孝夫議員 4票

菊池広志議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は14票であります。よって、川端澄男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました川端澄男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

川端澄男議員にごあいさつをお願いいたします。

（61番 川端澄男議員登壇）

○61番（川端澄男） それでは、ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員の皆様方からご推挙いただき、第21代むつ市議会議長を務めさせていただくことになりました川端澄男でございます。身に余る光栄であり、大変感激いたしておりますが、同時に責

任の重さをひしひしと感じているところであります。

もとより浅学非才の身でございますが、職務の重要性を深く認識し、残された4カ月間を宮下順一郎前議長が議員各位とともに築いてこられました議会運営を守り、そして育ててまいる所存でございます。何とぞ至らぬ私ではございますが、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様、理事者の皆様、そして市民の皆様、今後ともより一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、まことに簡単でございますが、議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（山本留義） 川端澄男議長、議長席に着席願います。

（議長 川端澄男君議長席着席）

○議長（川端澄男） ここで10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3～日程第43 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第33号

○議長（川端澄男） 日程第3 議案第33号 むつ市マリnhaus脇野沢条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） むつ市マリnhaus脇野沢条例につきまして、質疑をいたしたいと思っております。

まず、現在脇野沢漁協に委託をしまして、現行委託方式でやっている内容と、それから今後指定管理者制度を導入するとすれば、このマリnhaus脇野沢につきましては、具体的にそれぞれどのような利点あるいは欠点といたしますか、そういったものが出てくるのか、その比較をまずお伺いしたいと思います。

それから、二つ目は、現在利用中止をしております同施設の2階の利用につきまして、この指定管理者制度に当たってどのような方向でいこうとしているのか。

それから、三つ目は、現在沖合から海水を取水しまして、その海水を取り込んでいわゆる水槽等に利用しているわけですが、その給水施設の維持管理等についてはどのように位置づけしていくのか。

それから、次は、現在建物そのものの周囲を見ますと、例えばマリnhausという表示のものが壊れておったり、それから建物そのものの形態も、外周を見ましても、建ててからかなりの年数を経ているわけですから、今後の維持補修に対してどのような考え方でそういったものを含めながら指定管理者制度をどうして導入していこうとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 現在マリnhausは柴田議員おっしゃられましたとおり、脇野沢漁業協同組合が管理委託を受けまして、1階で活魚等の販売、土産品の販売、2階で現在使用中止しているわけではなくて、漁具等の展示を行っているものであります。同じ市の施設でありながら隣接する流通センターの中でも土産品の販売を行うなど競合している部分がありますので、施設の有効利用にはまだ検討の余地があるのではと考えられております。

また、施設の休館、運営時間帯の運営体制の一

体化などの2施設を一体的に民間のノウハウを活用して効率よく管理運営することによりまして、さらに地場製品の生産販売の活性化が図られるのではと考えておるところでございます。

また、2階部分につきましては、先ほどお話ししましたとおり、現在脇野沢地域の漁民が使用した古い漁具等を壁際等に展示しておりますが、今回の条例改正によりまして、中央部分のスペースを一般使用できるように改正するものでございます。利用方法については、いろいろ考えられますが、私なりに考えてみますと、フリーマーケットや、現在団塊世代の人が退職しまして、絵画、趣味、手芸などの趣味の分野の個展、あるいは地域特産品の試食試飲会、あるいは友達同士の懇談の場として活用できるのではないかと考えておりますが、民間活力を期待するこの制度により指定管理者の意向が反映されることとなります。

施設等の補修については、基本協定の中で定めることとなりますが、これまで指定管理者制度に移行したほかの施設の例によりまして、軽微な修理修繕は指定管理者で、それ以上のものについては市で補修することになると思います。

当該施設につきまして、先ほど柴田議員おっしゃられたとおり、この施設そのものは平成5年12月に設置されたものでございますが、築後14年経過しておりますことから、先ほどの給水施設等については、平成18年度において冷却装置、循環ポンプあるいはドアの補修、オイルタンクの改修等実施しております。それでも議員おっしゃられましたとおり、依然として外壁等の傷みが激しくて、また一部看板がはがれ落ちている現状にございます。私どもは、できれば看板など小規模な補修については指定管理者に移行する前に修繕してしまいたい。外壁も海運会社の方では平成20年の4月以降に新造船を就航することになってございまして、新幹線の青森駅までの開業の問題もご

ざいまして、お客様を迎える体制をとりたい。そしてまた、今二つの施設がすぐそばに隣接はされておりますけれども、雨あるいは冬期間、なかなか隣の施設に行くというふうなことが容易でない状況にございます。でき得れば渡り廊下をつけて、天候の悪いときでも一体的に利活用できるようなことも検討していかなければならないのではと考えておるところでございます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 部長の個人的な考え方の一つとしている点もお伺いしたのですけれども、やはり現在この施設は、できて以来漁協の運営と深くかわりをしてきているわけです。したがって、指定管理者制度で競争力を働かせるとすれば、いわゆる漁協の今日の経営努力にも影響を与えてくるのではないかと私は思うのです。

それともう一つは、今度ほとんど指定管理者制度になると、いわゆる消費税が旧町村部でも上積みになります。そして、さらに経営上の現在困難な状態の中にあるものに対して、逆に漁協にも消費税がかかってくる。だから、漁協というものを無視して指定管理者制度の導入で活力を図ることが果たして本当にこの地域にとってプラスになるのかどうか、私は非常に疑問があると思っています。漁協そのものが指定管理者になれば、これまた別ですけども、そここのところの調整が非常に問題になります。それが二つ目です。

それから、今部長からお話が出ましたから、シィライン株式会社の関連、それから現在ある、いわゆる交流センター、こういったもの、交流センターにつきましては後ほど質疑しますので、譲りたいと思いますけれども、渡り廊下の必要性というのは、当初から私は出してあったわけですけども、いずれにしても、その考え方として、これらの施設を全部一体化してやるとすれば、確かに活力というような面でのいい面が出てくる反面、

地元の今までの努力というものを失わせる考え方もやっぱり当然出てくるだろうと私は思うのです。ですから、その調整をどういぐあいにしていくのか、今ただちにこの条例を議会で承認を得られれば、ただちに施行してただちにやるということで果たしているのかどうかという私は疑問を持っています。その辺をまずお聞きをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 皆さんお手持ちの条例の中の第1条の設置のところにも書かれておりまして、このマリンハウスの設置条例の目的は、市民の水産業の理解を促進するため、水産業活性化施設を設置するとございまして、指定管理者制度に応募してくださる方がたくさんおったとしても、地元で今まで管理運営に携わってきました水産業の中心となってきました漁協のお手伝いなりを、あるいは先ほどおっしゃられましたように、漁協が直接指定管理者になれば別ですけれども、そうでない場合であっても漁協のお手伝いあるいは協力は必要なものと思います。

それから、柴田議員が調整というお言葉を使いましたけれども、何社あるいは何団体か知りませんが、応募してきますと、私どもはそれぞれ応募の申請資料を吟味いたしまして、指定管理者選定委員会の方でそれぞれ何度も議論を、協議を重ねますので、柴田議員がご心配な点は委員の方々もいろいろな意味で協議なされるのではないかと考えてございます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） それと、施設の整備の問題です。そして、それをどこで押さえるのか。今までやってきた指定管理者制度の中で、後ほど出てきますけれども、例えば脇野沢保養センターなどの施設整備の問題も含めて、やっぱりある程度の既存の施設、一定の年数を経過した建物のその基準

というものを設けなければ、できた、指定管理をした、即また新たな維持管理の手を加えなければいけないということではいけないのではないかと私は思うのです。

例えば今回例を挙げますと、保育所の問題です。民間委託する場合に、施設を全部整備したうえで移管するというような、こういう旧市町村から引き継いできた施設を指定管理者に移行するに当たっては、そういうある程度の検討も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 公共施設の維持管理につきましては、それぞれ旧町村から私ども新市が引き継いできたものばかりでございまして、皆様ご承知のとおり、地方自治体の財政状況が思わしくなかったために、建設後適時適宜に維持管理で修繕してきた施設ばかりとは言えないものがございまして。確かに今のマリンハウスについても、私どもが合併してから現地に行ってみさせていただきまして、それまでにもやらなければいけなかったものもございまして。

今いろんな事業を計画いたしまして、財政状況等勘案しながら、私ども経済部としましても、こういう順番で施設の維持補修あるいは改修をしてくださいというふうなことで庁内で協議しておるところでございまして。できるもの、緊急なものはすぐさせていただきますし、私どもの職員が自分たちの手でできるものもさせていただいております。柴田議員の趣旨は重々知っておりますが、何分にも大改築については裏づけとなるものと相談しながら進めてまいらなければならない事情もあることをご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第34号

○議長（川端澄男） 次は、日程第4 議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第35号

○議長（川端澄男） 次は、日程第5 議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第36号

○議長（川端澄男） 次は、日程第6 議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） この議案第36号は、次の議案第37号、議案第39号、議案第40号と川内地区に関することでありますので、関連性がございます。また、この提案理由で八つの指定管理について提案するという説明がなされていますので、指定管

理についての全般的な質疑ととらえていただければ大変ありがたいと思います。

それでは、質疑に入ります。議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例について、2点お伺いいたします。

まず、指定管理者の規則と報告についてであります。ウェルネスパークは、3年後まで債務負担行為を設定しています。ふれあい温泉の指定管理は債務負担行為は必要ないものと思いますが、これが今まで市で管理しておりました。これが指定管理になれば、管理の仕方がある程度自由になるようであります。しかし、管理運営に対しての規則があり、報告の義務が生ずると思います。そこで、それがどのようになるのか、今までの違いについてどのように変わるのか、どのような形で行われるのか、ご説明いただきたいと思います。

また、この規則と報告についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、指定管理料金と収支の決算報告についてでございます。このような小規模なものに支払われる金額はどのような取り決めで、どのくらいの金額になっているのでしょうか。また、提案理由の中で利用料金は指定管理者が決め、自己の収入として収受するものとするかとあります。管理料を超える多額の収入があった場合、その収支の決算報告はどのようになっているのでしょうか。

また、これが不採算になった場合の補償の取り決めなどはどのようになっているのかお伺いいたします。

まず、以上、2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 一般的に指定管理者制度では、現在まで行われてきております中で、すべて債務負担行為で議会の承認を得てございます。私ども指定管理者と管理協定を結ぶ場合、1年間

の管理協定の中で3年間の管理協定を結ぶこととなります。1年目は、当該年度でございますので、予算の裏づけがございます。3年間お願いしますよといったものの2年目、3年目は予算の裏づけがございません。そういたしますと、受けた指定管理者は経営面に非常に不安になる。そういう意味で議会の御議決をいただきまして、債務負担行為をとらせていただき、2年目、3年目、管理協定を結んだ期間については予算の裏づけがございますよという意味合いで債務負担行為をしてまいりましたので、それと同じくふれあい温泉についても1年ごとに指定管理者をかえるということでは安定した経営ができませんものですから、最低3年間の管理協定を結びたいと考えてございますので、ふれあい温泉についても債務負担行為は必要なものと考えてございます。

規則については、まだ定めておりませんが、指定管理をする場合、まず基本協定書を市と結びます。基本協定書の中には、業務実施に係る確認事項が記されており、業務計画、業務報告書等の提出が定められており、これらに基づいた形で業務が遂行されます。

また、どのような形でと、どのように変わるかとお尋ねでございますが、これまで市町村が建設した公的施設の管理運営の委託につきましては、一部の公的団体に限られておりましたが、平成15年の地方自治法の改正で、民間会社や法人による管理が可能になりましたことは皆さんもご承知のとおりでございます。これまでとの違いは、館の開館時間及び閉館時間を指定管理者が定められる、利用料金を使用料の範囲内で定められる、利用料金を自己の収入として収受できる、許可すること、条件を付すこと、許可しないことができる。使用の取り消し、中止、制限ができる。これらのことを指定管理者は自らの裁量でできることになり、円滑なサービスにつながると思われます。

指定管理料金と収支の決算報告についてであります。指定管理料として支払われる金額は、ここ数年の収支額を参考として決められることになり、不足の生じないように設定されることとなります。利用料金については、指定管理者がむつ市長の承認を受け、使用料の額の範囲内で定めるものとしており、収入は指定管理者のものとなり、その収支の報告はさきに述べたとおりでございます。

また、不採算になった場合の補償の取り決めは、自己の責任に帰することとなります。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 今部長は、経営面で不安ということも言いました。債務負担行為については、3年間の必要性を訴えておりましたけれども、この点は私もふだんから考えておりましたので、それなりのご答弁だと受けとめました。

そこで、またこの内容とちょっと変わりますけれども、もう2点だけお伺いいたします。

まず1点目、宿泊施設と民業圧迫について、この点を考えているわけですが、旧川内町では、このふれあい温泉川内については、雇用という形で人を雇いまして、入湯だけの維持管理ということだったように記憶しています。また、この場所は元福祉館と言われていたのですが、いつの間にか名前が変わっているわけでございます。いつの間にか休憩室がふえたり宿泊施設ができて、経費がどんどん膨らんで、温泉旅館を運営しているような維持管理になっています。管理費が増幅し、現在の所期の目的であるこの行政の裁量の範囲を逸脱しているような気がいたします。そして、これが民業を圧迫しています。今湯野川温泉の旅館などは、利用客が相当激減しているわけです。大変な痛手をこうむっています。経費を節約するため規模を拡大、制限し、宿泊をやめ、それを湯

野川温泉の旅館などに振り向けるような対策も必要なのではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

それから、ふれあい温泉の修理修繕についてお伺いいたします。ふれあい温泉の修理修繕については、2年で2億円をかけて修繕することになっています。これが今どのようになっているのでしょうか。また、財政難の折であります。今後これをどのように進めていかれるのでしょうか。指定管理になった後でも修理や破損などの資金は、行政持ちとなるのかどうか、ちょっとわかりません。また、この不採算が続いたときの管理運営、この継続性について、行政側ではどのように考えているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 再質疑の中に休憩室、宿泊施設ができてとありますが、両方とも施設が建築されたときからつくられており、経費が膨らんでいるとは考えておりません。

また、維持管理費の増幅とありますが、確かに施設の老朽化とともに維持費の増幅はありますが、行政の裁量の範囲を逸脱しているとも考えてございません。

次に、民業を圧迫しているとお尋ねですが、むつ市ふれあい温泉川内条例の業務として、第3条第5項では、健康保持増進及び教育研修のための宿泊ということになっており、一般観光客の宿泊を想定しているものではありません。平成15年度からの宿泊者数の平均を見ますと、1年間で150人を下回っており、それほどの影響はないものと考えております。

次に、ふれあい温泉の修理修繕についてであります。今後のふれあい温泉の修理修繕については、事業実施計画の中で本年度は調査設計委託に1,200万円、平成20年、平成21年度で計2億円の大規模改修工事を計画しておりましたが、議員ご

承知のとおり財政状況が厳しく、本年度予定の調査費は来年度以降に見送られたところであり、今後どのような状況になるか不確かでありますので、今申し述べる状況にないところでございます。

また、不採算が続いたときの管理運営とお尋ねであります。これもさきにお答えしたとおりのことですが、2年目、3年目で協定協議するときには、協議に応じてお話し合いすることになっておりますので、ご理解願いたいと思いません。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 私が一番心配しているのは、この今までずっと継続してやられてきた、これが行政の手から離れれば、不採算になって継続が困難になるのではないかという懸念があります。そこで、このような採算を度外視したような経営のやり方だったように思いますけれども、これから先、なるだけ継続できるようなご配慮のほどを望み、一応私の質疑を終わります。

○議長（川端澄男） これで東健而議員の質疑を終わります。

次に、42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） 議案第36号のむつ市ふれあい温泉川内条例について、管理運営にも大事なことです。1点だけお聞きしたいと思います。私は以前にもふれあい温泉川内のカメムシ対策について伺ったことがございます。そのときのご答弁では、川内庁舎と協議しながら対策をすることによってございましたが、その後の対策はどうなっているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 今千賀議員お話しのとおり、過去にもお尋ねいただいております。当時の経済部長は川内庁舎と協議して対策を進めること

とすると回答したと私も聞いてございます。その後川内庁舎産業振興課と協議いたしまして、業者に依頼し、駆除に努め、一定の効果はありましたが、間もなくもとどおりの状態に戻ってしまっているところでもあります。

また、毎年さまざまな殺虫剤等を使用し、駆除に当たってまいりましたが、さほどの効果もなく、現在に至っているところでございます。ふれあい温泉川内から5分ぐらい車で下がりました内水面のサクラマスの飼育施設に隣接している場所に、杉良太郎、伍代夏子ご夫妻の立派な別荘がございます。彼は、「何と自然の豊かでせせらぎがすばらしく、温泉もすばらしいお湯だ」と。「ただ、カメムシのクセンコムシだけはどうしてもなんない」と。彼は、少なくとも自分にかかる財力はむつ市よりございますので、大手の業者やいろんな方をお願いしたいと思います。それでもこれだけは参ったものだと言っております。今後も殺虫剤の使用もさることながら、窓枠等のすき間の封鎖やきめ細かな清掃を行いまして、カメムシの侵入防止や駆除に当たり、入館者に不快な思いをさせないよう努めてまいりたいと思っております。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） 42番。

○42番（千賀武由） 経済部長には大変なご回答をありがとうございました。

入浴愛好者、そして来る観光客の印象をさらによくするためにも、何とか今後も積極的な駆除対策をお願いして私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（川端澄男） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

私は、使用料の統一についてちょっとお聞きし

たいと思います。今いろんな施設があるのですが、合併してそれぞれ地域で使用料が違っているというのが現状でありまして、私はこのままの状態で行くのか、それとも最終的には統一する方向で行くのかというのをまずお聞きしたいと思います。

私の思いですと、こういうふうに指定管理にしていくと、この統一というのはなかなか難しいというふうな形になるのではないかなと思うものですから、お聞きしたいと思います。

例えば今のふれあい温泉川内の使用料を見ますと、休養室6畳が80円ですが、今たまたま出ている議案書の中で、脇野沢保養センターを見ると、同じ6畳で使用料が210円と2倍以上の開きがあると、こういう使用料についてのお尋ねでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） それぞれの地域で建てられました施設は、それぞれの地域特有の理由がございます。入浴施設では、町の人口が何人で、1日何人くらいのお客様が見えるかで浴槽の大きさも建物の大きさも設計されております。私どもも大畑地区、川内地区、脇野沢地区のそれぞれの料金表を統一しようかとも考えましたが、先ほどお話ししましたように、地域それぞれの理由があり、定められた料金表でございます。変えた場合、一部が恩恵をこうむったり、一部のサービスが低下したりとばらつきが出てまいりますので、当面の間料金の変更は考えてございません。しかし、指定管理者制度では、条例で決められた使用料は上限でございまして、管理者はその範囲内で料金設定を行うこととなります。各入浴施設の利用料金は難しいものになることとなりますが、各地域の特殊性ということでご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第37号

○議長（川端澄男） 次は、日程第7 議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 先ほどの質疑と大体似通っているような場所でございますので、ただ条件がちょっと違うわけでありまして、ですので、重複するようなところは省略いたしまして、問題だなと思っているようなところをお尋ねさせていただきたいと思っております。

この場所は、町から大分遠いため、利用客が物すごく少ないわけでありまして。管理運営には、採算性について問題があります。今までこの場所の管理はどのように行われていたのでしょうか。

もう一点ですが、管理者の管理運営の応募者について伺います。ここは、湯野川の人たちが多く利用していますが、ほかからの利用客というのは余り見込めません。幾ら努力しても冬場には雪のため閑散としています。年間を通しても利用料の収受はそんなに多くありません。採算性についても大変な問題を抱えているところがございますが、応募者、公募についてはどのように考えているのでしょうか。区域外からの募集もあり得るかどうか、またこのような施設を運営するのであれば、付近の温泉旅館などとも話し合い、できるだけ相乗効果を期待するような取り組みも必要ではないかと思っておりますが、このような対策があるかどうか、とりあえずこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 指定管理料についてであります。濃々園の管理は、平成16年度までは個人に委託しておりましたが、平成17年度からは市の直営事業として臨時職員1名、非常勤職員1名で管理しております。管理料金の設定は、ここ数年の収支額を参考に決めることといたしております。

濃々園の利用者は、地元6割、町外4割程度と推察しております。指定管理の応募については、市政だよりやインターネット等の広報を通して公募となり、市外からの応募も当然考えられるところであります。

湯野川温泉旅館等との取り組みのお尋ねですが、濃々園の名称は広く伝わっているものと考えております。市及び下北観光協議会などで作成するパンフレットやマスコミ等にも取り上げられているところであります。今後も地元観光協議会と密接な連絡をとり合いながら、旅館組合等との話し合いを続けていきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 質疑が重複いたしますので、これで終わらせていただきますけれども、この濃々園でも川内のいろんな指定管理のものでも、何をやっても人件費が問題になります。経費削減の余り、運営が詰まったりできなくならないように十分にご配慮をお願いいたしまして、質疑を終わります。

○議長（川端澄男） これで東健而議員の質疑を終わります。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第38号

○議長（川端澄男） 次は、日程第8 議案第38号
むつ市脇野沢流通センター条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） この流通センターについては、先ほど部長が答弁をいたした施設と隣接をしておいて、そして渡り廊下をつなげば有効になるのではないかというようなご答弁いただいた施設なわけですが、現在この施設は3事業体に使用許可されておるわけです。現実の状況を見ますと、一つはシライン、そして下北汽船のフェリーとの関連の中で業務が行われているもの、それからもう一つは、当初の経営者から経営者がかわっておりますけれども、物品販売の土産物品を販売する事業体、そして当初から食堂経営をなさってきた事業体と三つ入っているわけですが、現状をどのように受けとめておられますか、その内容を説明していただきたいと思います。

それから、3事業体が一体化されますと、その理解できる部分はありますけれども、当初からの経過を見ますと、その入る人たちの考えが対立すれば、過去においても許可しないとかというような物議を醸したことがあるわけです。そういった意味から、この条例改正の第15条第1項第1号に関する各種事業が、現在は三つに分かれているわけですが、その調整がとられるのかどうか。

それから、この事業に対して指定管理者制度を導入する利点は何なのか。指定することによって欠点も出ますが、欠点についてはお考えがないのかどうか。私は、最大の欠点は、特定事業の独占を許すことにならないかと思っているわけです。特に先ほどシラインの話が出ましたが、シラインにつきましても、非常に今回の総会でも物議

を醸しまして、いわゆる青森市が、株は買ったけれども撤退するというような流れの中にあるわけで、もちろん県はほとんどお金を出さないと。頼みはむつ市と佐井村、それも決められた経過のお金です。そういったことで、指定管理者制度を導入することによって、この一体的な経営、例えば佐井村のアルサスのような経営がされてきておって、そして飲食店なども数多く入ってきたと。そういう流れの中で生まれたのであればいいですけども、やはり流通センターそのものは、当初からこの3事業体の流れということがあつたわけで、それに指定管理者制度を入れることが果たしているのかどうかという考え方は私は持っているわけです。その辺のところをまず伺いたいと思います。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 現状の説明については、私どもより柴田議員の方が随分お詳しくて、ただ、今の内情を説明されたしというふうなことに受けとめて答えさせていただきますと、青森 脇野沢 佐井航路を運営する海運会社は、先般の新聞報道で見ることができましたけれども、平成18年度は3,700万円の赤字というふうなことでございました。この流通センター、できて以来この会社が、会社名は変えておりますけれども、利用していただいております。また、マリンハウスと流通センターを一体的に一つの指定管理者にお願いして活用したいというふうな考えであります。その際私どもは、一つ条件を出させていただきたいと思っているわけでございます。それは、市が直営で運行しております「夢の平成号」のチケットの売り方に協力していただきたいというふうなことでございます。そういう意味から、この流通センターの目的に沿った形で指定管理者に移行になった場合でも、この海運会社はそのままいただけないかというふうに考えておるところで

ございます。

また、レストラン、喫茶を営んでいる業者は、地場産品を観光客の皆様提供してございます。新鮮なものをおいしくいただいたと評判もよいようで、そういうふうなことも聞き及んでございます。喫茶を兼ねておりますので、コーヒーについてはリーズナブルな値段で提供していて、気軽に入れるようになってございます。今私どもが少々悩んでおるのは、お土産品を売っている業者でございます。私は、何度か行事があって脇野沢地域にお邪魔いたしますが、残念ながら開店しているときに行ったことは今年度に入ってからございません。以前は、アルバイトを雇って開店しておったみたいですが、最近はアルバイトを雇うこともできない経営の厳しさと同っております。窓からのぞきますと、品数も非常に少なく寂しい限りであります。そういうふうなことを考えますと、先ほど述べさせていただきましたマリnhausの方の地場産品と流通センターの方と分離されているものを何とか地産地消なり特産物をうまくあいに皆さんに提供できないかというふうにご考えておるところでございます。

それから、条例第15条で地域の特産物、土産品及び食事の提供に関する事だと思われませんが、テナント希望が多数の場合、調整がとれるのかというお尋ねだと受けとめてございますが、これは指定管理者の意向によりますが、指定管理者の方で調整することとなっております。私どもは、マリnhausなり流通センターの設置目的を十分指定管理者に公募してきた業者、団体に説明させていただくことになろうかと思っております。

それから、指定管理者が第3条に掲げるということは、先ほどの土産品及び食事の提供に関する事を直接自ら行えるのかというふうなお尋ねだと私思ったのですが、指定管理者が必ずしも第3条に掲げる業務を直営で行う必要はないと考えて

ございます。従来どおり、それぞれの分野において施設を貸し出し、営業させることはもちろん可能でございます。

営業使用の方法については、もちろん指定管理者の意向によることとなります。指定管理者制度の利点については、先ほどマリnhausでも述べましたけれども、隣接する二つの施設の運営管理を一体化し、施設の運営に民間業者が持っている専門的なノウハウを活用することにより、管理経費の節減や、より多くの利用者確保のための利用者に対するサービスの向上が期待できるというふうなものであると考えてございます。指定管理者制度を導入することは、その指定を受けた管理者がその施設に係る業務を行うことが基本でありますので、特定企業の独占を許すことにならないかというふうなことについては、そのように私どもは考えてございません。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 私が申し上げた15条1項1号に関する調整の問題ですが、指定管理者が生かしていくということになるというお話なのですが、そこで定着をして事業を営んで、多額の経費をかけて、ノウハウを生かして、そしてそれなりの経営の基盤を築いてきたわけですが、そこへ指定管理者が入って、その指定管理者と調整がとれなければ、全く地元のそういう企業をつぶすことになりかねないわけですが、過去においても、そういうトラブルがあったやに伺っているわけですが、ですから、行政は指定管理者にすれば手を離すことですから、非常にいいわけでしょうけれども、ただ流通センターを指定管理者制度にすることによって、そういう地道な努力をした企業までつぶすようなことにつながっていけば、私は決してプラスにならないと思っているわけですが、確かに言葉のうえでの利点は、かなりあります。しかし、実際

その場で経営している立場の人から見れば、私は不安でいっぱいではないかと思えます。地元をやっぱり生かしていくとすれば、やはり地元でも大手の資本が入ってきてがらやっ飛ばせば、それで済む問題ではない。最近のコムスンの問題でもそうです。

例えば事例を挙げて大変恐縮なのですが、市役所の食堂だってそうです。カレーライス400円が500円に値上がりになっています。やっぱり果たしてすべてをそういう形に持っていった方がいいのかどうかという問題がこの指定管理条例の中に存在している、まだまだ回答が出ていない問題です。その辺について、部長、お考えを。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 柴田議員がご心配なところは、私どもがむつ来さまい館を指定管理者制度に移行するときに同じようにそのようなお話も承ったことがございます。というのは、むつ下北観光物産館の中にお土産店とレストランが入ってございました。新しく指定管理者制度が入りますと、今まで長年そういうふう培ってきた、あるいはハードの面でもソフトの面でも、それがどうなるのかというふうなことが一つの課題になりましたが、新しい指定管理者は、そのままどうぞいてくださいと、どうぞ使用料をおさめてくださいというふうな感じで、使用料の協議はそれなりにしておるみたいですが、継続してむつ来さまい館の方ではやられてきておる現状にございます。今流通センターの方では、先ほども申しましたけれども、皆さんが応募なさって、公募した段階で、私どもは説明会を開くわけですが、先ほどお話ししたように、「夢の平成号」のようにお願いしなければならない、条件を付さなければならない面もございます。それから、レストラン、喫茶をやっておられる方は、お客様の増幅、観光客が多かったり少なかったりしたとしても、違う時

間、夜の時間、朝の時間で同じ観光関連の営みを持ってございます。そういう意味からして、ほかから入ってきて、今観光客がだんだん少なくなっていったって、私ども何とか多く来てくださいますと言っているときに、ほかからそういうふうな方が来ていただけるのかどうかというふうなものは心配しておりますし、今レストラン、喫茶をやっていらっしゃる方は、そのような状況の中で評判もいいので、次の人を見つけるのは大変ではないかと思うのです。

土産品店については、先ほど私ちょっと悩んでいる点がありましたけれども、その業者はとも営業を継続できないので、ことしじゅうにやめさせていただきたい旨は内々私どもの方に話がございます。それは、入っている人の意向ですので、尊重せざるを得ないのではないかというふうに思っておりますが、いずれにしても指定管理者に移行になりますと、私どもの意向よりも指定管理者の意向が民間の活力、ノウハウを活用するためにこの制度をお願いするわけですから、当然そちらの意向の方が強うございます。今現在ではそのような状況であると私は考えてございます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 部長、もし仮に指定管理者制度になって、その指定管理者制度と現在入っている人の調整がとれなくなると。そして出た場合、現在かなりの設備投資、ノウハウ、そしてそれなりの事業をしてきた方と調整がとれなくなるときに、これに対する補償という問題はどのようなのですか。そういったことも発生してきませんか。その辺お伺いします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 現在営業使用のための営業使用許可は、1年ごとに出してございます。ですので、今までそういうふう投資してきたところについては、補償をするという考えはございま

せん。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号

○議長（川端澄男） 次は、日程第9 議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例についてお尋ねいたします。

この場所を指定管理するといっても、冬期間は閉鎖されます。管理料、補償などについて質疑するつもりでありましたけれども、これは前議案と重複いたしますので、そのことは省いておきたいと思います。

この場所では、川内地区の特産品を販売している場所でもあります。この商品の製造や運搬、販売管理に予想以上の運営費がかかっていると思います。このことをまず念頭に置いているのかどうか、1点だけお伺いいたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 東議員のお尋ねにお答え

いたします。

東議員が以前この議場で脇野沢の特産品焼干しを使った製造品があると、いいものできた。ただ、それを売る場所がないというふうなことで、市長、何とかそこら辺面倒見て下さいよというふうなことをお話しされたことがあります。そういうことで、東議員のお身近なわかりやすいこの焼干しパイでご説明させていただきますが、製造はつくった人の製造原価がそこであります。それから、運搬していただくのも製造した人に運搬していただきます。私どもは、その後脇野沢の道の駅鱈の里、それからまさかりプラザ、川内の道の駅の3カ所でこの焼干しパイを売らせていただきますが、運搬費も製造原価もかかっています。私どもが売って、数%の手数料をちょうだいしておりますので、そういうふうな特産品を私どもの施設で販売するのに運営費が多額にかかっているわけではございません。いろんな大畑にも、それからブランドセンターというふうに地場産品を加工するのにいろいろな意味でご協力して下さる機関もございまして、そういうふうな公的機関やら民間の活力を使った特産品ができるならば、こういうふうな施設で一先懸命売らせていただきたいと思います。もちろん経費的な面では考慮しておりますが、今言われました製造原価、運搬費等の負担はございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 焼干しパイのことを例に出していただきましてまことにありがとうございます。現在のところ、このパイの売り上げですけども、少しずつ伸びているような状態でございます。これも行政側のご指導やいろいろなバックアップのたまものであると思います。一応お礼を申し上げておきたいと思います。

そこで、指定管理者の場合ですが、決まった場

合、ただ任せるというだけではだめだと思うわけ
であります。できるだけ採算ベースに乗せてやる
ような取り組みも必要ですが、利用客や観光客な
どの誘導、行政のバックアップ体制の配慮、これ
はどのようになっているのでしょうか。また、観
光に対するアピールも忘れないようにしていただ
きたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 利用客や観光客誘導につ
いてのお尋ねであります。指定管理になったとし
ても誘客等の活動は、市として今後も続けてまい
る所存でありますし、指定管理者と連携をとりな
がらも、当然続けることとしております。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） わかりました。指定管理につ
いて、先ほどの議案第38号の中で柴田議員へ答弁
されました内容の中で、部長は補償は考えていな
いというようなことを話しておりましたけれど
も、これではやる人が指定管理から離れていなく
なってしまうような気がいたしますけれども、こ
の点どのようにお考えでしょうか。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 指定管理料の算定につ
いては、過去数年の私どもの実績を見まして、そ
れで収入がどの程度入るかというふうなものも随
分検討いたします。そのうえで指定管理者選定委
員会にお諮りいたしまして協議して、その指定管
理料をもとにして公募して、応募くださったの方
々に、こういうふうにして積算しております、あ
なた方はどのように積算いたしますかというふう
なことで、応募者は当然私どもはこのような金額
でやらさせていただきますというふうな金額もち
ょうだいいいたします。その指定管理料の金額も、
当然指定管理者選定委員会の協議の対象となり
ます。そういうことでありますから、収入と支出と
合わせて、そこで赤が出た場合には当然こちらの

方から払う金額が多くなります。原則的には赤字
にならない方向で指定管理者になっていただく
というふうな協議を続け、応募していただいて、
そのうえで決めさせていただき、議会に諮りまし
て、御議決をちょうだいしているのが今までの状
況でございますので、ご理解を願いたいと思いま
す。

○議長（川端澄男） これで東健而議員の質疑を
終わります。

次に、42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） 議案第39号 むつ市野平高
原交流センター条例について伺います。

第4条の開館時間についてでございます。条例
では午前9時より午後4時までとなっております
が、下北を一周してせっかく訪ねても、閉館をし
ているという、そういう方が多々あるように伺っ
ておりまして、私も議員になる前に行って、1回
ございます。観光客のために、どうでしょう、夏
場の間でも1時間ぐらい延ばすというお気持ちは
ございませんか、お伺いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 野平高原交流センターの
閉館時間についてのお尋ねにお答えいたします。

野平高原交流センターの開閉時間は、おっしゃ
るとおり午前9時から午後4時までといたしてお
ります。お尋ねの閉館時間午後4時は、近隣の宿
泊施設を利用することとした場合、通常であれば
午後5時から6時の間に宿泊場所へ到着すると想
定し、交流センターの場所を考え、通過時間等を
勘案し、設定しているところであります。来年度
指定管理者を導入した場合、施設の管理時間はむ
つ市長の承認を受け、管理者が決定できることと
なっておりますので、お客様のニーズに配慮した
閉館時間の延長は十分検討できるものと考えてお
ります。

○議長（川端澄男） 42番。

○42番（千賀武由） それでは、検討してみるという
ことで理解してよろしいのでしょうか。

わかりました。ありがとうございます。それ
では、観光客のためにもぜひともご検討をお願い
いたします。

○議長（川端澄男） これで千賀武由議員の質疑を
終わります。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第40号

○議長（川端澄男） 次は、日程第10 議案第40号
むつ市まちの駅かわうち条例を議題といたしま
す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので発言を許可します。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 議案第40号 むつ市まちの駅
かわうち条例についてお伺いいたします。

この条例は、元川内町駅舎が取り壊されて新築
された場所の運営を指定管理するというものであ
ります。管理運営については、大変厳しい現実が
あります。ほかの多くの自治体でも指定管理には
市場原理が導入され、将来淘汰、廃止の方向で模
索しているところもあります。大変懸念される問
題ですが、本市の場合、指定管理に対する今後の
対応について、また今申し上げた採算性の導入な
どについてどのように考えているのでしょうか。
まず、1点だけお伺いいたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 市場原理導入に対する考
え方についてのお尋ねであります。施設の運営
に民間事業者等が持っている専門的なノウハウを
活用することにより管理経費が節減でき、その結

果施設の低料金化が図られ、利用者の満足度が上
がり、さらにはより多くの利用者確保しようと
する民間事業者の発想を取り入れることで利用者
に対するサービス向上が期待できるというメリッ
トが考えられ、今後も指定管理に移行できる施設
があれば導入する方向であると考えているところ
でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） 市場原理の導入に対する考え
方については、今までご説明されておりましたと
おりのご答弁だなというような感じがいたしてお
ります。私が一番懸念しているところは、それは
指定管理者制度を導入して民間に委託すると。そ
うすると、行政でやっているよりも、少し単価の
方を下げながらやっていただくということになる
ということですね。その場合、次第に管理運営
が難しくなって、どんどん先に行くに従って、そ
れがやられていくのではないか、これが心配なわ
けであります。それで、やれなくなってやめると。
これがないようにしていただきたいと思いきれ
ども、このような対策の一つとして、1点だけ
お聞きいたしますけれども、この一つの管理だけ
でなくて、二つか三つぐらい管理させるやり方も
あると思いきれども、この考えはありますで
しょうか。その点、お伺いいたします。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 実は、私ども指定管理者
選定委員会の方にお願ひして協議していただい
ているのが、例えば今回皆さんにご提示申し上げ
ている議案で、温泉施設が三つございます。濃々園
にふれあい温泉川内、それに脇野沢保養センター、
この三つがございます。脇野沢保養センターは、
昨年度受託していただく方が来ませんで、今年、
また皆様方にご審議願っているわけです。そのほ
かに、今回道の駅、まちの駅というふうな形で同
じような目的を持った施設がございますので、そ

ういうふうな施設については、一つずつ同じ指定管理者にお願いするのではなく、まとめて出した方が、より効率的、面的に利用、運営できるのではないかというふうなことで、その方向で現在考えてございます。東議員のお考えは、私どもも一つの選択肢として今検討中でございます。

○議長（川端澄男） 13番。

○13番（東 健而） その答弁を聞いて、ある程度安心いたしました。途中で挫折するというようなことがないように、じっくりとした取り組みをお願いしておきたいと思えます。

これで終わります。

○議長（川端澄男） これで東健而議員の質疑を終わります。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第41号

○議長（川端澄男） 次は、日程第11 議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第42号

○議長（川端澄男） 次は、日程第12 議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第43号

○議長（川端澄男） 次は、日程第13 議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第44号

○議長（川端澄男） 次は、日程第14 議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第45号

○議長（川端澄男） 次は、日程第15 議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第46号

○議長（川端澄男） 次は、日程第16 議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第47号

○議長（川端澄男） 次は、日程第17 議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第48号

○議長（川端澄男） 次は、日程第18 議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 議案第48号につきまして質疑をしたいと思います。

まず、今回の改正の骨子が従来の保養を中心の施設を温泉という広く観光に資するという目的が加えられたわけであります。従来ですと、ある程度市民の保養を主力として、附帯して観光にも活用されてきたと思うわけでありますけれども、今回は明らかに観光施設としての転換を図るという条例になっているわけであります。そこで、従来の施設と今後観光を重点的にとらえた施設としていくための、その施設としてのふさわしい整備をどのように考えているのかということが一つ。

それから、現状の保養センターとしての運営状況をどのように市の方では受けとめておられるのか、その内容をお聞きしたいと思います。

それから、3点目は、当初予算にこの施設の屋根を改修するという形で予算を計上しておりますが、その予算の執行状況はどのようになっているのか。

以上について、まずお答えいただきたいと思えます。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） このむつ市脇野沢保養センターは、福祉を目的として建設されたものでありまして、平成17年の4月、合併してすぐに組織機構の見直しによりまして、健康福祉の方から産業振興、去年、おととしから私ども経済部の所管となっております。今月から観光を主体にしようとしていたわけではなくて、以前から観光ということで私どもの所管になってございます。

脇野沢保養センターは、昭和56年に地域住民に快適な憩いの場を提供し、保養、余暇の利用及び福祉の増進を目的として建築したものでございますが、既に建築後26年経過しております。そのため建物全体が老朽化し、維持補修に毎年多額の財源を要してございます。その中でも一番の問題が、管が源泉に届いていないため成分が薄いこと、あるいは温度が低いためボイラーで沸かさなければならぬこととございます。このような現状でありますので、他の温泉と比較した場合、正直相当見劣りすることは事実でございますが、当面大規模改修等は財政事情から無理があると思われまので、必要最小限の経費で現状を維持してまいりたいと考えておるところでございます。

私ども経済部の所管になっても福祉部分を排除することではなく、今後とも観光、福祉、両方の目的に沿って運営していくこととなります。現状を見ますと、入館者数、入館料とも年々減少して

おりまして、入館者数で平成13年度に1万8,719人が平成18年度には1万4,033人で25%減少しております。その中でも村外の有料入場者数にあっては平成13年に3,044人であったものが平成18年度には787人と74.1%も減少しております。入館料で見ましても毎年減少しており、平成13年度に335万3,000円に対しまして、平成18年度は214万8,000円と35.9%減少しております。これに対し、経常経費で毎年950万円程度を要しております。いずれにしましても、現状では観光施設としては利用者も少なく、地元利用者が多くを占めておりますが、新幹線青森駅開業も間近になり、ここ脇野沢地域は下北の海の玄関口でありますので、多くの観光客が見込まれます。また、来てほしいと思っておりますことから、各団体、宿泊組合等と連絡をとりながら、温泉利用者に増加に結びつけてまいりたい。それから、道の駅鱒の里、いのししの館がすぐそばにございます。そういうふうな点ではなく面的な面でもこれから市内外に訴えてまいりたいと思います。

屋根の改修の件につきましては、現在設計見積もり中でございますので、できるだけ早期に発注したいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 現実に利用客が減少するというのは、合併以来脇野沢地区に入る入り込みの人数も減っているわけですから、それを考慮すれば決して割合から見て大きく減っているという状態ではないと私は判断しているわけです。この施設と関連してバンガローがあるわけです。バンガローに入った人たちがこの温泉を利用して人もかなりいるわけです。

私どもも宿泊と温泉のタイアップということで入浴券を買いながら、できるだけ温泉を利用させる方法を講じているわけです。ですから、今部長

が答弁したように、宿泊施設と温泉との有機的なつながりというのは、今後とも現状をもう少し掘り下げて、そして宿泊業組合と提携していく方法をひとつ考えてもらいたいなど、こう思っているわけです。

というのは、車でおいでになる方は、ほとんど私どもは入浴券を出して温泉に行ってもらうわけです。しかし、車を持たないでおいでになった方々というのは、非常に温泉を利用するということに難点があるわけです。私どもは、運転免許を持っている方に車をお貸しして行ってもらおうという形をとっているわけですが、その辺のところ、地元の定期バスとの連携がうまくとればとは思っているわけです。その辺のところも今後検討していただきたいと。

足がやっぱり大事なのです。最近、車でおいでになる観光客もそうですけれども、車を利用しない方が非常に多いということなのです。そして、地元へ入ってレンタカーということですが、レンタカーが残念ながら脇野沢にはないものですから、そういった意味で、私ども自身の車も貸与して利用させているというような状態なのですけれども、宿泊施設と温泉の結びつきは、やっぱり今後とも十分そういった意味で連携をとっていただくようにしてほしいと、こう思っています。

それから、バンガローとの関連で大事なことは、先ほど何か虫の話も質疑で出ていましたけれども、やはりバンガローそのものに虫がかなり点在して、保健衛生上問題があって、入った人が、これではたまらないというので出ていったという話まで伺っております。

それと、いわゆる温泉、観光に資したというわけではないといっても、観光という目的がもうはっきり明確に位置づけられた条例案ですから、やっぱり現在の湯船とか上がり場、洗い場、そういったものの傷みというのは、最低限でも補修しな

いと、どうも観光という、保養という面だけである程度カバーしてしましても、観光という面でお金を取ってお客さんにやるとすれば、もちろん保養でもそうですけれども、タイルの醜くはげた状態とか、あるいは玄関の階段が傷んでいるとか、最小限整備をしたいと部長のお話ですけれども、その最小限の限度、最小限をどこで抑えるのかということなのです。現実にもう玄関の数段ある階段の傷みがひどいというようなところもありますので、もうちょっと指定管理者制度で公募する前にその状況を把握して、最小限この程度は直すべきだという線が出てこない、私らとしても観光施設として声を大にして言える状況にはないというのが現実なのです。その辺、部長からひとつ見解を伺いたいと思います。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 先ほど申しましたとおり、温泉そのものも源泉まで届いていないとか、あるいはボイラーでさらに沸き足ししなければいけないような状況でございますので、声高に観光でというふうなことで改めて訴えるもので今回出したわけではございません。一面、面的な面でそういうふうな施設は活用するべきだと。ただ、平成19年度は屋根の改修でありますし、平成18年度も管の改修とか、毎年入札でかける発注はしてございます。それぞれ産業振興課の職員が、のことが金づちを持って修繕している部分もございしますが、再度点検させまして、最低限どこら辺か、私も最近2度ほど入りましたけれども、もう一度精査させていただきまして、できるものから順に修繕してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第49号

○議長（川端澄男） 次は、日程第19 議案第49号 青森県交通災害共済組合理約の一部を変更する規約を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第50号

○議長（川端澄男） 次は、日程第20 議案第50号 青森県市長会館管理組合理約の一部を変更する規約を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第51号

○議長（川端澄男） 次は、日程第21 議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第52号

○議長（川端澄男） 次は、日程第22 議案第52号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第53号

○議長（川端澄男） 次は、日程第23 議案第53号 平成19年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） あと2人の方も質疑を予定しておりますので、かいつまんで申し上げたいと思います。

まず最初は、第三田名部小学校の建築について予算計上しております。今年度の第三田名部小学校の今日までの建築の経過と今後の流れをご説明いただきたいと思います。

それから、二つ目は、下北少年自然の家の給水施設の改良事業についてであります。通常下北少年自然の家が県から移管されて条例制定されておるのであれば、このような改良事業として市のお金を投入して設備を改修するというのもまず前段としてはあり得るわけです。しかし、このことにつきまして、先日提案された日に、実は教育長と、あるいは収入役とその点についてお話をしたわけですが、どうも経過から見て、この施設が旧大畑町のものになっていると、道路も含めてのことのようです。これは、合併の時点でどういう形で来たのか、経過はよくわかりません

が、また県に移管申請する、移管の問題が話し合いされていた段階で、もう肝心の給水施設が、仮に市の所有であったにしても、根幹のものが今後移管する中で、県のお金が使えないというようなことは、どう見ても何か変なような気がするわけです。1億円が幾ら投入するというお話も前に新聞紙上などで伺っておりますけれども、県との関係でそういったものが話し合いなり協定なり、あるいは内々の特約なりがどうなっているのか、その辺をお伺いしたいわけです。

しかも、この改築のために合併特例債を使うということの計上であります。私たちが全く予期しない、こういうような起債の使い方というものが堂々と提案されてくるわけです。やはり下北少年自然の家を市として承っていく段階で、こういったものが十分県と話し合いされてきたのかどうか、その辺の経過などもご説明いただきたいと思えます。

それから、この予算の中でいわゆる歳入不足が計上になっております。後で出てきます、専決処分分で繰上充用したわけですが、それから759万3,000円、その不足分を減額ということで結構なことなわけです。ただ、老人保健特別会計からの繰入金で1,500万円あって、もろもろの経費に充当した残りとして750万円が浮いたというふうな予算の仕組みを見ますと、そういうことなのではないかと私なりに理解しているのですが、その辺が正しいのかどうか。それらをひとつまずお答えいただきたいと思えます。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 柴田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目は、第三田名部小学校の建設事業について、これまでの経過と今後の流れということでございます。第三田名部小学校の建設事業につきましては、当初平成18年度で用地買収をいたし

まして、平成21年度の校舎完成、平成23年度での事業完了を目指していたところでございますが、ご承知のとおり、現校地隣接地の取得交渉が不調に終わったということで、建設地を新たに求めることになったということでございます。

今年度は、そういうことで新建設用地の候補地につきまして調査をしてまいりました。小学校の校地でありますことから、できるだけ近い方がいいということで、現在地の南側の市道酪農線がございますが、その酪農線の沿線を予定しているところでございます。ただ、同用地は若干地盤が軟弱でございます。これは、現在地と同様の地質ではございますが、念のため1本のボーリング調査をしておく必要がある。これは、工事等の工法等の検討をするということのために前もってやっておいた方がよからうということで補正予算をお願いしたということでございます。以後当初予定よりも1年おくれて進みたいというふうに考えております。

それから、下北少年自然の家の水道設備の整備でございますけれども、旧大畑町のものになっているようだが県のお金が見つからないのかということ、県との話し合いの中でこういうことは話し合われなかったのかということでございますけれども、既にご存じのように、これは旧大畑町が下北少年自然の家を誘致するための条件として県と覚書を交わしたうえで整備したものでございます。そういうことで、当時2,212万円を投じまして整備したものでございますが、うち1,990万円は起債を充当し、昨年平成18年9月で起債償還を終えたということございまして、水道会計の固定資産台帳に載っているもので、れっきとした市の施設ということでございます。

市の施設であっても、これは下北少年自然の家のための施設で、そういうことでは県のお金を使えないのかということだと思っておりますが、これにつ

きましては、昨年この施設がふぐあいを起こしまして、水の出が非常に悪くなったという時点で企業局の方に調査をお願いいたしまして、施設側の方ともる調査をしたわけでございますけれども、これは設置から30年ほどたっているということもあって、相当老朽化もしているということもございまして、全面的にこれは整備し直さなければいけないという結果になったものですから、今般580メートル布設がえをするということにしたところでございますけれども、県の方とはご存じのように、施設のオーバーホールということで1億円の予算計上が本年度なされております。

このメニューにつきましては、市の方からも1億5,000万円ほどの工事にかかわるメニューを県の方をお願いしているわけですが、これを1億円に圧縮するということが話し合いで行われてまいりました。その話し合いの中で、市の方としてやりたい事業があるのであれば、この1億円の中でやってくださいということですが、これは水道施設については市の施設であるということで話し合いのメニューの中には入っておりませんが、もしこれを持ち込んだといたしますれば、この1億円から3,000万円が削られるという、多分そういう結論になっていっただろうと思われま。そういうことでは、どちらのお金であっても余り変わらない。これを県の方でやっても、施設の方のオーバーホールについては、今度は市の方の予算を使わざるを得ないというふうな格好になっていくものですから、話し合いはいたしませんでしたが、結果は同じになっていくだろうということでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 私からは、下北少年自然の家の給水施設改良事業の財源であります地方債についてのお尋ねにお答えいたします。

現在の地方債制度におきまして、通常この事業につきましては、一般単独事業債の一般分が対象となるものでありますが、この起債につきましては充当率が75%と低く、また地方交付税への算入などの財政措置が全くない起債でありますことから、将来の財政負担を考えますと、充当率が95%と高く、また地方交付税への算入がある合併特例債事業債を充当する予定といたしましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、雑入の歳入不足についてのお尋ねにお答えいたします。補正前の歳入不足額につきましては、報告第20号の補正予算での計上額21億3,445万2,000円と報告第22号の補正予算での計上額4,344万3,000円で、合わせますと21億7,789万5,000円となります。今回の補正予算に計上いたしました歳入不足額につきましては、歳入の一般財源であります老人特別会計からの繰入金1,502万5,000円がありまして、歳出の補正財源としての一般財源743万2,000円を充当した残りの額759万3,000円を減額したものであります。

なお、補正額の歳入不足額につきましては、21億7,030万2,000円となるものでございます。

以上のとおりです。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 今の教育部長の答弁の下北少年自然の家もそうですが、非常に予測できない財政需要がぼつぼつ出てくるというのが今日の状況なわけです。したがって、前々から合併特例債を使うための財政試算を早目に示して、しかも合併特例債は合併の時点で5年間使わないと、使わないと言えば語弊ありますけれども、もう現実に使っているわけですから、それが予算上、あるいは決算上出ているわけですが、その合併特例債はやはり後期の5年間に充てるというその基本線が市民との約束の中で生まれているわけです。それがこのように、確かに一般単独債から比べれば

合併特例債は有利なことは、これはもう企画部理事からお話が出るまでもなく、我々としても承知しているわけですが、本当にこういう計画から外れたものが非常に多く出てきているわけです。さっき教育部長が1億5,000万円のメニューを示したのにかかわらず1億円に圧縮されたということで、そして今これを出せば、1億円の中から引かれるのだというお話ですが、そうすると、当初の1億5,000万円の中にもこれは入っていなかったということに解してよろしいわけですか。その辺ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） お答えいたします。

当方から県の方に出しましたオーバーホールのメニューの中には、この水道施設の整備は入ってございません。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 企画部理事、合併以来合併特例債を、この予算の計上までどれくらい使っていますが、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 特例債についてお答えいたします。

平成17年度実績で2億4,480万円、平成18年度実績見込みで1億2,350万円、平成19年度の当初予算におきまして3億940万円、今回補正額として2,870万円計上しておりますので、累計で7億640万円となります。

以上のとおりです。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、42番千賀武由議員。

（42番 千賀武由議員登壇）

○42番（千賀武由） 議案第53号 むつ市一般会計補正予算の10ページの交通安全対策について伺い

たいと思います。ここに地域ぐるみ・高齢者のための交通安全事業費とございますが、この事業内容をお聞かせください。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

最近における交通事故の発生状況は、高齢者の事故が多発傾向にあり、特に平成18年度中の高齢者の事故死傷者は全死者数の6割を超え、高齢者に対する交通事故防止対策を重点的に講じる必要が生じております。このような状況を踏まえまして、今回青森県の方から、一つには、参加、体験、実践型の交通安全教室の開催、二つ目にはシルバーメール作戦の実施という二つの事業についての実施の要請がありましたので、受託事業として行うものであります。

具体的には、一つには老人クラブの会員等を対象に参加、体験、実践型の交通安全教室を実施し、特に靴用の反射材の着用を認識することで、夜間の事故防止等交通安全に対する意識の啓発を図るとともに、二つ目としまして、小学生から高齢者、児童の祖父母、高齢の親戚の方、近所の高齢者あてにシルバーメールを送付することによりまして、高齢者はもとより、小学生の安全意識を高めるといったような地域ぐるみの交通安全運動を展開するものであります。

なお、事業実施にかかわる県からの要請が3月上旬でありましたので、むつ警察署及び自動車学校等との協議において、事業の実施にめどがつかまりましたことから、今回補正計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 42番。

○42番（千賀武由） ただいま部長から内容を伺ったわけですが、現在のこの高齢化社会を考えると、理事者側ではこの高齢者の交通安全対策について、今話したほかにどのような対策を

考えているのか、その旨をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

まず、春、夏、秋、冬、4回交通安全パレードを実施しておりまして、その関係につきましては、特に老人クラブの会員の方々に重点的に参加していただいております。

それから、老人クラブの方で開催しておりますゲートボール大会にも交通安全の冠をのせた大会にして啓発を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 42番。

○42番（千賀武由） もう少し対策について伺いたかったのですけれども、ただいまの考えをお聞きいたしてよしといたしたいと思います。

全国、県内を見ても、交通死亡事故には必ず老人が絡んでいる、先ほど部長が答弁したとおりでございます。参考ではございますが、ここで言わせてもらいますが、本日19日付でむつ地区の死亡事故ゼロ日数、5月25日の事故死以来、その前は163日で終わっております。本日で25日目です。ちなみに大畑地区は、本日で896日となっております。非常に地区でもこのように頑張っております。どうか交通安全に対しましても、高齢者はもとより、市民全体にわたって積極的な取り組みを期待するところでございます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 1点だけお願いします。

この補正予算の8ページの雑入のところなのですが、平成19年度予算は、これ歳入不足と書いてありましたので、私は空財源かなというふうに理

解しているのです。そうでなかったら修正願いたいと思うのですが、もしそうであるならば、たしか平成19年度予算、平成18年度予算以降は空財源は計上していなかったのではないかなというふうに思ひまして、そここのところを確認させていただきたいのと同時に、もし空財源であれば、これは759万3,000円減らされたので、あと残りどのくらいなのかというのも教えてもらえればと思ひます。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 空財源、いわゆる歳入不足についてのお尋ねであります。補正の8ページで雑入を759万3,000円減額しております。これは、空財源を減らした形になってございます。

確かにご指摘のとおり、平成19年度の当初予算においては空財源は計上しておりません。しかしながら、現在累積赤字の状態にありますことから、補正においては繰上充用の関係等から空財源を計上せざるを得ない状況にあります。ですから、今後なるべく有利な財源を確保しながら経費の削減等、いわゆる結果として単年度黒字につなげてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

なお、空財源、歳入不足の補正後の不足額につきましては、先ほど柴田議員に答弁しておりますが、21億7,030万2,000円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 再度ちょっと確認させていただきたいのですが、こういうふうに累積赤字が生じている間は、この時期に補正予算が組まれて、そのときに必ずこういうふうに歳入不足という形にせざるを得ないという状況であるということで理解させてもらっていいかどうかを確認させていただきます。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

結果として累積赤字の状態であれば、当然歳入不足という財源で繰上充用という形になっていきますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

2時20分まで休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号

○議長（川端澄男） 次は、日程第24 議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第4号

○議長（川端澄男） 次は、日程第25 報告第4号むつ市障害者計画についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 1点だけお願いします。

この計画を策定するに当たって策定委員会というのが開かれたのですが、その開催回数を見ると3回開催されて完成したということでありまして。かなりレベルの高い方が委員に入っていて、たった3回でこういう立派なものできたというふうに思うのですが、私ですと、なかなかこういう立派なのは3回だけでは理解できないところがあるかなというふうに思います。予算がなくて3回しか開けなかったのか、何か理由があり3回だけというふうになったのか、また3回で十分なものだと考えているのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

障害者計画は、障害者の福祉施策を推進するうえで最も基本となり、その内容には障害者に対する施策が十分に網羅されているものでなければなりません。今回障害福祉計画等策定委員会の審議を得て本定例会に報告いたしました障害者計画は、そのような計画であると認識いたしております。

本計画の作成に当たっては、障害者の方々1,500人にアンケート調査を行い、障害者の方々の意見を反映させておりますし、計画の素案ができた段階ではパブリックコメントを実施し、市民の意見も徴しております。

また、関係する各課との調整を図るため、内部組織として障害者福祉計画等策定検討委員会を設置し、3回の協議を重ねております。これらの結果、作成委員会においては意見の集約ができたものと認識のもと、本計画を承認したものであります。今後は、計画の進捗状況の検証のため、毎年1回程度の策定委員会を開催することとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、3回しか開催できなかったという理由があるのかというお尋ねでございますけれども、特に回数を定めての開催ということはないと考えております。審議は尽くされて、そのうえで承認をいただいたというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 私もある委員会に出席しているのですが、そこでは6回、7回というふうに議論を重ねて、今取りまとめを行おうとしているのです。本当に3回でこのぐらいの量をよくまとめたといいことしか私は言えないのであります。ですので、その策定委員会で議論した中身というのを後で資料でもいいので、もらうことができないものかどうかちょっと確認させてもらいたいと思います。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

検討委員会の中身についてご必要なものがあれば、出せるものは出したいというふうに考えております。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第5号

○議長（川端澄男） 次は、日程第26 報告第5号
平成18年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第6号

○議長（川端澄男） 次は、日程第27 報告第6号
平成18年度むつ市国民健康保険特別会計繰越明許
費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第7号

○議長（川端澄男） 次は、日程第28 報告第7号
平成18年度むつ市介護保険特別会計繰越明許費繰
越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第8号

○議長（川端澄男） 次は、日程第29 報告第8号
平成18年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書を
議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第9号

○議長（川端澄男） 次は、日程第30 報告第9号
平成18年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第9号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第10号

○議長（川端澄男） 次は、日程第31 報告第10号
専決処分した事項の報告及び承認を求めること
についてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算
について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田
峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） この専決処分された補正予算
については、ほとんどが内容を見ますと決算見込
み、財源更正という形になっております。そこで、
歳入の第8款、それと第10款、第13款第1項7目、
それから第13款第2項3目、第14款第1項1目3
節の生活保護費負担金、それから第15款第1項1
目3節の障害福祉費負担金、それから第15款第2
項各目、それから第17款、第18款第5項3目返還
金及び第19款の市債について、これらの歳入を調
整、減額した事業について、関連した歳出につい
て。この事業は、当初予定どおり終了したものな
のか、あるいはその事業を途中で何らかの事情で
中止をすることにしたものなのか、それとも財源
が非常に厳しいので、途中で打ち切らざるを得な
かったものなのか、そういった形のいずれかのも
のなのか、これらについて、決算見込み、財源更
正の内容をご説明いただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） まず、9ページの第8款の国有提供施設等所在市町村助成交付金の補正内容についてお答えいたします。

この交付金は、自衛隊が使用する防衛施設の土地、建物及び工作物等の評価額に対し交付されるもので、交付額の10分の7に相当する額は、対象資産の価格の合計額で案分した額、交付額の10分の3は対象資産の種類及び用途、市町村の財政状況を考慮し、総務大臣が配分するものであります。平成18年度の交付額が9,994万2,000円で決定されましたので、予算計上額1億461万8,000円に対し、467万6,000円を減額するものであります。

次に、第10款地方交付税の補正内容であります。平成18年度の特別交付税の交付額が対前年度3.6%減の16億6,001万8,000円で決定されましたので、予算計上額17億3,900万円に対し、7,898万2,000円を減額するものであります。

次に、11ページ、第15款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金の減額であります。これは市町村合併支援特別交付金の減でありまして、戸籍総合システム事業に充当しているものであり、実績により1億5,870万5,000円で決定されましたので、予算計上額1億9,000万円に対し、3,129万5,000円を減額するものであります。

次に、8目電源立地地域対策等交付金の減額であります。これは大間原発の着工のおくれにより約1億円が減額交付になったためであります。歳出面での対応措置としては、釜臥山スキー場工事費の契約実績による減、保育サービス提供及び学校給食環境整備提供等の人件費の充当分の減額、さらにはウェルネスパークなどの指定管理料への充当分の減額を行っております。

次に、12ページの第17款繰入金、第1項基金繰入金、2目地域振興基金繰入金の減額につきましては、下北駅前広場整備事業のための繰入金でありまして、財産購入や補償補てんの一部を事業認

定の関係から平成19年度に繰り延べたことにより減となったものであります。

3目関根浜沿岸漁業振興基金繰入金の減額につきましては、関根浜漁業協同組合が行う漁網洗浄施設整備等に対する補助金に充当するもので、実績により減となったものであります。

4目公共施設整備基金繰入金の減額につきましては、脇野沢庁舎建設事業及び脇野沢地区コミュニティセンター改修事業の実績によりそれぞれ減額したものであります。

次に、13ページの第19款市債の補正内容であります。1目総務債での上水道事業出資債の減であります。これは水道事業会計に対する出資金で、県工事の事業縮小により企業局の工事が減となったことによるものであります。

5目土木債の道路橋りょう及び河川整備債の減につきましては、契約実績によるものであります。また、公営住宅整備債の減につきましては、昨年度において緑町の公営住宅用地購入事業について県の振興資金を申請いたしましたが、当該土地の住宅の建設計画がないことなどから、借り入れの許可がされなかったものでありまして、この時期が平成18年度の当初予算計上後でありましたことから、今回減額補正することになりましたので、ご理解いただきたいと思っております。

6目教育債の小学校整備債の減は、第三田名部小学校の建設用地購入が地権者の都合により実施できなかったためであります。また、体育施設整備債の減は、ふれあいスポーツパークの整備計画の見直し等により延期したことによるものであります。そのほかでは、各事業の実績により増減となっているものであります。

簡単でございますが、ご説明いたします。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 柴田議員のお尋ねにお答えいたします。

第13款第1項7目の教育使用料についてでございます。今冬の暖冬少雪に伴いまして、釜臥山スキー場のリフトの使用料金が非常に落ち込んだということがこの主な原因でございます。ゲレンデ拡張の効果を見まして、当初3,000万円の収入を見込んでいたわけでございますけれども、実際には554万8,400円ということで、前年比でも1,700万円の減、利用者数では約6万5,000人、これも前年度比約20万人の減というふうな営業成績でございまして、このような大きな減額になったということでございます。

以上です。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 10ページの生活保護費負担金の2,000万円の減でございます。民生費国庫負担金の生活保護負担金の減額は、当初予定した人員から減少になったことによる減額であります。内訳としては、生活保護、生活扶助で当初に比べて延べ人数では267人の減、医療扶助の入院で当初に比べて延べ83人が減となったものがございます。

11ページの民生費県負担金の障害福祉費負担金でございます。1,852万8,000円の増額でございますけれども、これは障害者自立支援法の施行により平成18年10月分から新たに創設されたものであります。内訳としては、青森県身体障害者補装具費負担金、青森県更生医療給付費負担金、青森県障害者自立支援給付費負担金となっております。

同じく11ページの社会福祉費補助金3,363万9,000円の減額でございます。これは、身体障害者等居宅支援事業費補助金、それから心身障害児者日帰り介護等事業費補助金、それから重度心身障害者医療費助成事業補助金をそれぞれ決算見込みにより減額いたしましたものがございます。

12ページの諸収入、返還金でございます。1,373万5,000円の増額というふうなことでござい

ますけれども、これは生活保護を受けている方が何らかの収入を得た場合に、生活保護法第63条または第78条の規定により、支給された保護費の全部または一部を返還する義務を負うことになっておりますので、その返還金の見込額を計上したものでございます。これは、平成18年度の発生予定額であります。主な内容といたしましては、交通事故の補償金、それから損害保険給付金、厚生年金等の遡及分等となっております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、障害福祉関係を伺います。

18ページの社会福祉費の障害福祉費のところ、国庫支出金が7,300万円、そして一般財源で7,400万円の減になっているわけです。実質的に制度の変換というような形の中で、歳入の方は1,800万円ふえているわけですがけれども、この減額とふえた分の関連について、まずお伺いしたいと思います。

それから、脇野沢庁舎の建設につきまして、繰入金が減額になったわけですがけれども、現実にこの繰入金を減額した時点で脇野沢庁舎建築に関する部分、あるいはコミュニティセンターの改修に関する部分で基金は現在でどのくらい残っておるのか。

それから、教育部長の方で、雪が降らないために当初見込んだ歳入がかなり減っているわけですが、あのゲレンデの陰の方に特別な植物、花があるということで先般テレビ放映されております。そうしますと、スキー場だけでなく、夏場の利用というのもある面では考えられるのではないかと思います。その辺、もしおわかりであればお伺いしたい。

以上、3点お願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） ただいまの18ページの障害福祉費の関係について、財源との兼ね合いからご説明を申し上げたいと思います。

まず、障害者自立支援法の関係でございますけれども、3障害のいわゆる国庫補助金、県負担金が、ほとんど障害者自立支援給付金、負担金、補助金というふうな形に変更になってございます。したがって、県の負担金等で障害福祉費負担金という名称で出てきているのは、新たに目をつくったためにここに出てきているわけでございまして、ほかの項目については、それを調整しております。例えば社会福祉国庫補助金の中には6,000万円とかという財源があるわけなのですが、その中で要は知的障害者とか、そういう補助金が障害者の自立支援という形の補助金の方に振りかわっているという形で、実際には表面上、予算の歳入の中には名称として出てこないものですから、実際の財源充当の際には、このような充当はされておりますけれども、歳入の面ではあらわれてこないというふうなことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 柴田議員のスキー場の夏場利用ということについてお答えしたいと思います。ご指摘の特別な花というのは山野草のことだと思うのですが、詳しいことは、申しわけないのですが、わかりませんので、調査いたしたいと思います。

それから、全体の夏場利用ということでございますけれども、これは以前からリフトも夏場乗れるようにするというところで検討した経緯はあるわけです。なかなかこれがまた難しいということで、実際に平内町でもそういうリフトをつけて営業していたわけですが、なかなか利用が伸びないというふうなこともございました。そういうこ

とで、夏場利用についてはどこでも大変苦慮している状況にあると思うのですが、私どもはあそこにかまふせビレッジ、あるいはテニスコートといったような施設も抱えてございます。順調にいけば来年度から指定管理になるということもございまして、その辺も見据えながら、夏場利用のことについても十分検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 公共施設整備基金の残高ということで、昨年度は脇野沢庁舎とコミュニティセンターの事業の決算見込みが両方合わせて約3億5,000万円ほどで、基金の充当額が1億8,000万円ほどになってございまして、残高は1,800万円ほど残っております。

以上のとおりです。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） まず一つ、予算を作成する段階でのお願いですが、実は今民生費、障害福祉費の関係でお尋ねした内容などが、単に説明の項目のところに決算見込み、財源更正と書いてあるだけで、ここに大きな金額の場合、内訳を説明としてお尋ねしていただければ、我々としては改めてお尋ねするまでもなく、内容がわかるわけです。結果的に事業が完了して残ったものなのか、あるいはさっき申し上げたように、事業の大幅な変更、制度の変更によってやったのかというようなことなども、これは最終的な決算で整理なさっているわけですから、少なくとも私ども、あるいはこの予算書を掲示板で見る市民がわかるようなやっぱり書き方をしていただきたいと、これはまず第一に要望しておきます。

それから、今の基金の関係で1,800万円程度残っているということですが、脇野沢地区関連でまだまだ施設の整備をするべきところがあるわけで

すから、少なくとも我々10人脇野沢地区の議員がおりますので、ご相談の場を設けて、優先的な形の中で、先ほど出ました交流センターなり、あるいは温泉なり、やっぱり緊急的に措置してほしいところは結構あるわけです。そういった面に活用していくということを今後検討していただきたい。その辺ちょっと担当者からお答えをいただきたいなど。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 議員からお話ありましたように、そのように対応いたします。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） この決算確定見込みということの補正予算であります。これをまずぱっと見て収入支出同額で、どっちが最初でどっちが後かというのがよくわからないところがあります。例えば地方交付税が7,800万円減額になった、国庫支出金が1億円減額になったということで、収支を合わせるためにこの支出の方を何とか削ってプラスマイナスゼロというふうな形にしているものなのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、もう支出の方を切り詰めて、減額して、確定して、それに合わせて収入の方も何とか合わせていったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それと、収入で財産収入、結構大きい金額、1億1,300万円ですか、減額になっているのですが、この理由をお聞きしたいと思います。

そして、先ほど柴田議員に答えているのですが、支出で一番大きいのが民生費、次に土木費、教育費という順番でかなり大きい減額になっているのですが、主なものでいいので、一つか二つ、その

大きい理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 今回の補正では、基本的に実績見込みによりまして、50万円以上の不用額を前提に歳出を補正しております。歳出の補正に伴う財源の実績見込みによりまして歳入も補正したものでありまして、支出が少なく済んだため、その財源である収入を減額したということであり

ます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 財産収入の減額理由ということのお尋ねでございます。端的に申し上げますと、予算計上した土地がある程度売れましたけれども、売れない部分がかなりあったということでございます。

まず、売れた部分について若干申し上げたいと思います。むつ消防署跡地につきましては、懸案事項で3回ほど公募いたしまして、平成18年度で売買が完了してございます。この金額が5,650万円、それから脇野沢庁舎跡地につきましては約8,000万円、その他を含めまして1億7,000万円ほどの土地が売れてございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 今回の補正で減額の多いところについて二、三ご説明申し上げたいと思います。

補正予算書の23ページでございますが、まず第2項道路橋りょう費、その2目土木維持費でございます。ここで13節委託料が9,800万円余の減額となっております。これは、除雪費といたしまして当初2億5,600万円ほど計上してありましたが、その除雪のために支出した金額が1億4,600万円、差し引き1億1,000万円ほど残りましたが、逆に道路の補修に1,200万円ほどかかって

おりますので、差し引き9,800万円の減というふうなことでございます。その他需用費等はロードヒーティングの、あるいは小型除雪機の電気料とか燃料費の減、これも暖冬の影響でございます。あと、工事請負費等は、当初それぞれかなりの金額を計上しておりますので、入札の残というふうに理解していただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 教育費の主な減額についてご説明を申し上げたいと思えます。

25ページでございます。全体では1億5,380万2,000円の減額になってございますが、うち小学校費5,202万3,000円、これは第三田名部小学校の建設費、ここの用地取得費の執行残ということでございます。

それから、26ページの方にいきますと、保健体育費、ここが6,026万3,000円の減額になってございますが、これは隣の27ページにございます体育施設管理費、これはふれあいスポーツパークの計画の見直しに伴う減でございます。

それから、もう一つは、スキー場拡張整備費、ここで2,424万1,000円の減になっておりますが、これは入札の残ということでございます。

以上です。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 保健福祉部で所管している部分の大きな減額部分をご説明申し上げたいと思えます。

かなりの額が減額となっておりますので、まずどれを説明したらいいのかというふうなことで悩むわけなのでございますけれども、まず18ページからご説明を申し上げたいと思えます。先ほど説明いたしました障害福祉費の扶助費、これにつきましては1億3,865万8,000円の減額となっております。これは、平成18年4月の障害者自立支援法

の施行によりまして、利用者に対して1割の定率負担が導入されました。また、施設入所されている方に対しましては、食費とか光熱水費の負担が求められることになりましたので、利用者の負担が増大した分、支援費の方が減額になるというふうな形のものでございます。

内容を申し上げますと、知的障害者の訓練支援費等につきましては、約6,000万円ぐらいの減額となっております。実績では4億1,724万5,000円でございます。

それから、身体障害者施設訓練費等の支援費につきましては1,000万円強の減額、これは実績では1億4,993万6,000円になる予定でございます。

それから、身体障害者補装具給付費につきましては914万6,000円の減額、重度心身障害者医療費につきましては2,090万8,000円の減額、ホームヘルプサービス事業費につきましては1,161万9,000円の減額、デイサービス事業費につきましては1,714万3,000円の減額、短期入所事業費につきましては687万9,000円の減額であります。これらをトータルいたしますと、先ほど申し上げました扶助費の総額の1億3,865万8,000円という減額になります。

続きまして、同じく18ページの老人福祉費総務費の扶助費でございますが、これにつきましては1,939万2,000円の減額となっております。この内容を申し上げますと、養護老人ホームの入所者はこれまでは介護保険のサービスを利用できなかったわけなのですが、平成18年の10月から法の改正によりまして、養護老人ホームに入所する方でも介護保険サービスを受けることができるようになりました。このため事務費の単価が減額となっております。総体的に老人施設入所措置費が減額になったということでございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 先ほど総務部長の財産収入で

売れなかった部分の財産のところをちょっと教えてもらえればなと思います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 予算計上で一番大きいところにつきましては、海老川町住宅跡地でございました。予算計上では1億5,000万円ということと計上してございました。当市の場合、都会と違ってかなり経済情勢が厳しいものがありまして、なかなか土地というものは売れません。それで、平成19年度もこの海老川町住宅跡地を売買する方向で検討しているわけですが、売り払い方法あるいは分割方法、分割の面積、どれくらいがいいのか、それから適正な金額がどれくらいがいいのか、市民が購入していただける金額を模索しながら分割をかけて鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第10号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（川端澄男） 次は、日程第32 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 新しい議長で大変お疲れだろうと思いますけれども、あともうちょっとですので、私たちの質疑にひとつ全力を挙げるようにご努力をいただきたいと思っております。

まず、報告第11号、国保の関係ですが、第1点は高額医療費の支払いと還付について、平成18年10月1日に金額的な変化が出て改正されております。そこで、実は私に相談あった方で、これはむつ総合病院ですが、国保連合会の基金の方から、いわゆるカルテに基づいて、請求に基づいて、その国保連で計算した医療費の金額がむつ総合病院で請求した金額より落ちているという事実があります。高額医療の対象にならない部分が計算上省かれているというのであればいいけれども、医療費の金額が、例えば1万円の投薬とか治療費とかというのは向こうの査定では8,000円とか、9,000円とかというような形で下がってきている事例があるわけです。そうしますと、患者の側は一部負担金をむつ総合病院の請求書に基づいてむつ総合病院に払っているわけです。実際高額医療費としてむつ市から還付される場合は、その8,000円の下がった金額で計算するものですから、いわゆるむつ総合病院の方が過大請求になるのではないかと私は思うわけです、一部負担金が。

私もこのことを調べました。そうしたら、かつて医療機関の過大請求ということで、これは通達

か何か出ているというお話なのですが、診療機関では、そういったものの中で1万円以上の差があった場合はご本人に通知するということが何か取り扱いがなされているという話なのです。ところが、1万円未満になりますと、本人の側がこれを請求しないとできない。これがどの程度あるのかわかりませんが、国保の関連で、少なくとも高額医療を支払う際に、その辺の指導を私は市として担当課からしてほしいと思うのですが、まずそれ第1点です。

それから、今回の国保の関係は、ほとんど給付関係が減額更正になっております。いわゆる当初の見積もりが非常に過大であったのか。これは、県と連絡をとりながら予算をつくってきているわけですから、そういった段階での過大だったものか。それとも、病院にかかる人がどんどん少なくなって医療費が下がったものなのかどうか、その辺の給付関係の減額更正している内容について説明してもらいたい。

それから、このように歳出が過大に減額になってきているとすれば、あわせて保険税の減額もあるわけです。恐らくこれは、当初に見積もった額より査定、調定額が下がったのか、あるいはそれとも当初見込んでおいた過年度の収入などが入らなかったのか、それとも調定したけれども未納があったのかどうか、それらで年度の最終調整などで調整をしたのか、その辺をお知らせしていただきたい。

それから、最後になりますけれども、この国保の決算剰余金の見込みはどれくらいになっているのか、それと国保の現在積立金の残高はどの程度になっているのか。

以上、お答えいただきたいとします。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 柴田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の高額医療費の支払いと還付の関係については、まず最初に一般論をお答えさせていただきたいとします。その後でただいまお話の件についてお答えいたしたいとします。

高額医療費の支給につきましては、ご承知のように、平成19年度からは70歳未満の被保険者の入院にかかわる部分について、国保の窓口で限度額適用認定書を交付し、それを医療機関の窓口で提示しますと、限度額のみで支払いで済むように制度改正がなされ、一たん多額の支払いをし、領収書を添えて国保の窓口申請しなければならないという煩雑さと負担が軽減されております。高額療養費の積算に当たっては、厚生労働省が示しております算式で推計した医療費総額の推計値や限度額引き上げによる減額分を考慮して積算いたしましたが、医療費の伸びが予想を下回ったことから、高額療養費も966万8,000円の減額となったものでございます。

ちなみに、平成18年度の高額療養費の給付額は、償還払いにより一般被保険者分は1,604件で2億7,235万6,000円、退職被保険者分は807件で1億416万9,000円となっております。ただいまお尋ねの1万円以上の患者負担、8,000円ならということについては、調査いたしまして、後ほどお答えを申し上げたいとします。

第2点目の給付関係をほとんど減額更正しているが、過大な見積もりであったのかについてお答えいたします。保険給付費につきましては、先ほど申し上げましたように、厚生労働省から示された算式により、過去3年間の推移をもとに診療報酬の改定等を考慮して、医療費総額を推計し、それに給付率を乗じる方法で積算しております。医療費総額が予想を下回ったことによるものと思われませんが、療養諸費の合計で4,723万4,000円の減額となりました。医療費の予測は非常に難しいことで、過去3年間の推移を基礎にすると申しまし

ても、だれが、いつ、どういう状態で診療を受けるかということは予測しがたいのが実情でございます。補正前の療養諸費の総額40億7,948万円に対しまして、減額の割合は1.16%程度ですので、適正な見積もりであったと認識いたしております。

また、出産育児一時金につきましては、平成17年度が117件でした。平成18年度は125件と見込んでおりましたが、94件にとどまったことから、1,070万円を減額いたしております。

3点目の一般分保険税の減額内容についてでございます。一般被保険者分の保険税の減額につきましては、収納率を現年度分で87.31%、滞納繰越分で9.14%と見込み、15億6,938万6,000円を計上しておりましたが、地域の経済情勢及び雇用情勢を反映して調定額が予定額を下回ったこと、また収納率は現年度分が86.5%、滞納繰越分が6.91%と見込まれたことから、1億855万1,000円を減額いたしました。

収納率は、当初予算を下回ったものの、前年度、平成17年度と比較しますと、現年分で1.58ポイント、滞納繰越分で0.54ポイントそれぞれ上昇しております。

最後に4点目の決算剰余の見込みと積立金の残高についてでございますが、決算見込みにつきましては、歳入65億5,738万8,000円に対しまして、歳出65億5,345万円となり、剰余金は63万7,000円となる見込みです。

また、現時点での財政調整基金の保有額は2億1,388万5,000円でございますが、3月定例会におきまして、平成19年度予算へ計上いたしております繰入予定額2億892万7,000円を除きますと495万8,000円となります。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 今一般的な70歳以上の入院に

ついでの立てかえ払い制度、医療機関が取り扱いするのは、これは承知いたしております。しかし、それ以外の部分については、あくまでもいわゆる本人が2カ月後の償還払いという形になっているわけです。ですから、結果的に見ますと、一部負担金の過払いというのがかなり出てきているのではないかと私は推測しているわけです。ですから、1万円超える分については通知をするという何か通達が以前出ているそうですので、その辺確認しながら、今こういう厳しい時代です。しかも、医療費も、あるいは国保税も負担が非常に厳しいです。特にことは6月の市民税、国保税も含めて通知を見て、みんながもうびっくりしている状態なわけです。そういった状況から考えますと、1,000円、2,000円と言わず、やっぱり返してもらうべきものは返すということをししないと、低所得者あるいは低所得者でなくても、やっぱり医療費を負担する側からすれば救済できるものをそのまま放置するというわけにはいきませんので、その辺もひとつ市の段階でご検討願って、できるだけ市民のプラスになる方向を検討していただきたいと、こう要望申し上げて終わります。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（川端澄男） 次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 柴田議員とダブるところは割愛させていただきます。

私は、個々の基金のことをお聞きしたいと思います。先ほど2億1,388万円が残って、それが平

成19年度で使われて、残高が少しあるということ
であります。結局今回支出がそれなりに減額にな
って今回の基金の取り崩しが平成18年度が
1,442万9,000円で済んだということでありま
すが、もしこれの支出が大きければもっと取り崩さ
なくてはいけなくて、当然平成19年度の予算計上
した基金取り崩しの額が間に合わないというふう
なことになったと思います。

それで、平成19年度以降のことをお聞きしたい
のですが、こういう形で毎年基金が取り崩され
ているということで、当然平成19年度以降もは
や対処を考えなくてはいけなくて、そのところ
のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

財政調整基金の残高は、先ほど柴田議員にお答
えいたしましたとおり、現在平成18年度末で2億
1,388万5,000円でございます。平成19年度当初予
算に2億892万7,000円を計上してございませ
ので、実質的残高は495万8,000円となります。平成
18年度最終予算に戻りますけれども、収納率の一
層の向上と医療費の適正化対策に平成19年度にお
いてはなお一層努めてまいらなければならない
と、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） それはよろしくお願いいた
します。

それと、やっぱりそれだけでは、平成19年度以
降と先ほど聞いたのですが、平成20年度は間に合
わないと私は考えざるを得ないのであります。毎
年2億円ぐらい基金を取り崩しておりますので、
その対応はやはり今の時点でしっかり考えなく
てはいけません。それこそ一般会計の繰り入れも視
野に入れながら検討するものかどうか、そのと
ころの考えをお聞きしたい。私は、やっぱり保険

税の引き上げというようなことは絶対あってはな
らないという、避けなくてはいけないと。先ほ
ど柴田議員が言ったように、ことし定率減税廃止
でかなりの負担になっているということで、こと
しが上がって、また来年も上がる、再来年も上が
るということになると大変だということで、そこ
の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 先ほども申し上げまし
たけれども、今後とも医療費の動向を注視しなが
ら、なお一層の収納率向上及び医療費適正化に努め
てまいりたいと。担当部としては、そのように考
えております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 担当者としては、それが最大
の答弁だろうというふうに理解しますが、ぜひと
も先ほど私が言ったようなことも視野に入れなが
ら検討をよろしくお願いして終わります。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を
終わります。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第11号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時49分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

報告第12号

○議長（川端澄男） 次は、日程第33 報告第12号
専決処分した事項の報告及び承認を求めること
についてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第13号

○議長（川端澄男） 次は、日程第34 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第14号

○議長（川端澄男） 次は、日程第35 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

報告第15号

○議長（川端澄男） 次は、日程第36 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

報告第16号

○議長（川端澄男） 次は、日程第37 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

報告第17号

○議長（川端澄男） 次は、日程第38 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

総務常任委員会に付託いたします。

報告第18号

○議長（川端澄男） 次は、日程第39 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

報告第19号

○議長（川端澄男） 次は、日程第40 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

報告第20号

○議長（川端澄男） 次は、日程第41 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成19年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は承認することに決定いたしました。

報告第21号

○議長（川端澄男） 次は、日程第42 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

報告第22号

○議長（川端澄男） 次は、日程第43 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成19年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) ご質疑申し上げたいと思います。

まず、市長のご冥福をお祈りしたいと思います。

今回のこの専決処分は、市長の逝去に伴い、関連した予算になっているわけです。その第1点は、市葬に対し支出する800万円の予算、そして市長選挙に絡む予算でございます。私は市長の葬儀に対してとやかく言うつもりはございませんが、しかし市葬の会場でささやかれた言葉を耳にしましたし、葬儀が終わって地域に帰って何人かの人にも言われました。それは、まず市葬に対して、通夜を杉山家で行いまして、その後市葬という流れになったわけです。そこで、通常このような市葬を行う場合は、遺族の方で通夜とお葬式を終えて別の日を選んで市長を送る会とか、市葬というのが大体そういうひな形になっていると思います。今回のケースは、かなり間違った面があったと思います。

そこで、通夜とお葬式の間に時間がございました。市葬に当たっては、開会、そして閉会、収入役が述べられたわけではありますが、実は市葬の最後に遺族のあいさつがあったわけです。これに対して言われたことは、なぜ市葬の前に通夜を終わった時点、幕が下がった時点で遺族のあいさつがなかったのか。それと、市葬が終わった段階で葬儀委員長なり副委員長からごあいさつがなかったのか、こういうお話がありました。私としては、急な事情もあって、こういうスケジュールで行うことになったというお話をしておりますが、私に疑問をぶつけた市民は非常におかしいと、こういうお話でありました。

それから、予算につきまして、800万円ですが、

会派代表者会議で大方の金額を示されました。それで、私どもの会派では会派代表者会議でお話の内容をいつも情報でお知らせしておりますが、一般市民の方は、800万円の内容はどのようなのだと、こういうお話でした。もう葬儀も終わりましたし、800万円の使途についてご説明をいただきたいと思います。

それから、選挙管理委員会の方にお伺いしたいのですが、一つは期日決定の経過、それと投票日の投票時間の繰り上げ、いずれもこれは選挙管理委員会の権限ですから、とやかく言うことではないかもしれませんが、やっぱり市民感覚としては、参議院の選挙の期日が延びるのかどうかという、今日ではそういう経過になっておりますけれども、いわゆる開票の際に職員が過労にわたるといようなお話が市長職務代理者副市長からありました。そういった意味で期日を今日の決定の線にしたというお話も伺ったのですが、いわゆる二十数億円というお金を繰上充用しているむつ市にとって、市長選挙はあくまでも市の財政を使うわけです。参議院の選挙なんかは交付金が来ますから、その交付金によりますけれども、併合できる部分は併合して抑制すべきではないかという考えを私は持っているわけです。過去にもそういう重複選挙というのは幾らでもあるわけで、その辺をどうお考えなのか。

それと、そういう事情もあってか、繰り上げをして市役所の開票所より何キロを超えるところは繰り上げすると、こういう新聞報道がなされております。九艘泊とか源藤城とか、こういった地域については旧脇野沢村でも繰り上げを行ったことはあります。しかし、本村の1区まで、むつ市全体ですから、何区と区が違いますけれども、旧脇野沢村の本村1区まで繰り上げたことは一度もありません。今回の選挙管理委員会の決定は、脇野沢は全くもう繰り上げの時間帯に全部入っている

わけです、6区とも。

ご案内のように、たとえ1人の有権者でもあるかもしれません。これは一つの事例ですけれども、マエダに通っている女の子がおります。朝6時に出まして、晩8時前に帰るのです。やっぱりそういう人だっているわけです。しかも、期日前投票があるとかなんとかというのは、それはわかりますけれども、それだって利用できない人もいますわけです。少なくとも私は、そういう声を選挙管理委員会としてどのように受けとめたのか。これは決まったことですから、選挙管理委員会の権限ですからそうですけれども、しかしやはり私は市民の声に耳を傾けるべきだと、こう思っています。その辺のところをお伺いしたいなど。

それから、最後になりますけれども、この市長選挙の説明会、22日に決定したということです。ご案内のように庁内の連絡をうまくしておれば、議会の方の日程だって調整できたかもしれないのです。最初4日間の日程をとっておった一般質問の日だって2日にしているわけです。そういったこともやはり私は、確かに執行機関は独立したものです。しかし、庁内である程度連携していくべきもの、あるいはできるものは連携をして、市民のための利便を図るということをしていかなければ、決して行政改革は私はできないと思います。その辺のところを選挙管理委員会からお考えをお伺いしたいなど、こう思います。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） お答えいたします。

市葬の件でございますが、亡くなった次の日、1日に会派代表者会議を急遽お開きいただきまして、そこでこれまでの長年の功労ということで市民とのお別れの、そういう公葬の場を設けたい、やりたいということをお願いした経緯がございます。そして、2日、3日が土、日でございました。

そして、4日の日に市長職務代理者として専決処分をさせていただいた経緯でございます。

この市葬をとり行うということにつきましては、まず杉山家の方では2日の日に火葬という日程を決めておりました。そしてまた、通夜、葬儀を9日、10日ということで設定しておりました。私どもも市葬を行うというような立場の中では、この日程調整が一番難しゅうございました。12日からは定例会が始まるということもありまして、ぜひその前に、できれば遺族等の余り疲労を来さないように合同でと。そしてまた、対外的なそういう来訪の方に対する配慮もということでの検討をいたした次第でございます。単独で市葬ということであれば、11日が月曜日、この下北文化会館が休館日でございますので、早い時間帯にやれないこともなかったと思いますが、合同でということに持っていく方法をまず第一義にした次第でございます。

そしてまた、11日ということでは、これはまたなかなか対外的な方のそういう甲問等も考えますと、難しいのではないかとということ念頭に、9日の合同で、そしてまた杉山家の意向といたしまして、前段で通夜の儀を行いたいということの意向がございました。もうご承知のように、市葬ということでは私の方では公費を執行いたしますので、政教分離、宗教的な色彩を一切排除して行うという原則がございます。その旨を基本として対応した次第でございます。

おっしゃいました遺族あるいは葬儀委員長のあいさつ等でございますが、この市葬ということでは、先般、まず5月1日に逝去された三沢市長の市葬が5月19日に行われておりまして、それを偶然にも参考にすることができました。また、ほかの分野での市葬ということの概念をみてみますと、公費を支出しての宗教的な色彩を除いてということでのそういう公葬たる性格というものがど

ういうものか、どうして行うべきかということもある程度検討いたしました。先進地といいますが、大きな都市では、名誉市民条例というものがつくられているところがございます。そして、その名誉市民の方については公費をもって市葬を行うことができる、そういう条例の中で決めております。全国でもそれはそんなに多くはないのですが。

そしてまた、この公葬につきましては、むつ下北管内では先代のむつ市長も現職で亡くなっております。それから、東通村の川原田村長の村葬もございました。そういう例も踏まえながら、そういう名誉市民の条例を持っているところは葬儀ができる。ただ、長崎市のこの前の市長の例がございました。これは、名誉市民ではございませんが、そういう広い意味での公葬ということで市葬をとり行っております。

私どもの方は、先ほど申し上げましたように、現職であり、追悼の言葉で私から申し上げましたように、このむつ下北地域の振興発展に多大な功績があったということの見地からお願いをした次第でございます。

そして、柴田議員言われる内容、形式ですが、三沢市の例に倣いながら、通夜の儀と分けて、そして三沢市の場合も、またほかの市葬の場合も最後には遺族のごあいさつがございました。そして、葬儀委員長は大体そういう追悼の言葉ということで対応している例が多いようでございます。

予算的に800万円ということの額でございますが、内容的には葬儀料、これが200万円ぐらいでしたでしょうか、ちょっとその積算の内容、手元にはございませんが、あとはメモリアルのビデオ、これが160万円ぐらい、あとは準備等の経費でございます。三沢市も大体800万円、そして直近の長崎市の市長の場合は980万円ぐらい、こういった予算を要しているようでございます。

ただ、今私どもの市葬に要した経費については

精算中でございますので、これは当然その額を下回れば一般会計の方に繰り入れるという形になるかと思っておりますので、確かに柴田議員ご心配のように今21億円、今回の提案理由でご説明のとおり、当初の赤字解消計画、昨年の12月の赤字解消計画の26億円からすれば5億5,000万円、そして累積が24億8,000万円でしたので、その累積からすれば3億5,000万円、21億4,450万何がしかの今まさにその議案第20号で繰上充用したところでございます。そして、今この市葬等に要しました4,344万3,000円でございますが、これを加えましての先ほど企画部の理事からお話しのとおり、今の段階では21億7,000万円余の累積赤字と。これから私の方は財政運営をして、何とか平成19年度、この分の累積を少しでも減らすべく努力をしてみたいと、そういう考えでございます。

選管の方の立場につきましては、繰り上げの投票とは別に、私の方は6月1日に選管の方に申し入れをいたしました。2日、3日が土、日でございます。そして、死亡後5日以内の届け出ということがございましたので、私の方は国政選挙等も22日ということも踏まえまして、1日の届け出にいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 柴田議員お尋ねの件にお答え申し上げます。

最初の市長選挙の期日の決定でございますけれども、公職選挙法上、地方公共団体の長が欠けた場合、その欠けた日から5日以内にその職務を代理する者から市町村選挙管理委員会にその旨を通知しなければならないという規定がございます。それに沿ってむつ市の市長職務代理者でございます副市長の方から6月1日に通知を受け取りました。そして、公職選挙法の第34条でございますけれども、選挙を行うべき事由が生じた日から50日

以内に選挙を実施しろという規定がございます。それに沿いまして、1日、この行うべき事由が生じた日というのは6月1日でございます。これから起算しまして50日以内ということになれば、7月21日が50日目ということになります。と申しますと、執行予定でございました参議院議員選挙でございますけれども、7月22日が予定されておりましたが、21日ということになりますと、選択肢からは外れるということで、選挙管理委員会では21日の含まれる日の日曜日であります15日を期日と決定させていただきましたので、ご了解を賜りたいと存じます。

そしてもう一点、投票所の閉鎖時刻の切り上げの件でございますけれども、柴田議員ご発言のような、決してその1票をむだにするような、その施策というわけではございません。私ども合併当初から、合併市町村においてサービス低下を招くようなことは絶対してはならないというふうにつきつ達しされております。その中で、過去、今回の県知事も含めます4度の選挙ですけれども、最初は衆議院議員選挙でございました。そして、市長選挙が10月2日、ことしになりまして統一地方選挙、4月8日に施行されまして、6月3日県知事選挙となったわけでございます。この間の経過でございますけれども、私どもが県議会議員選挙までのこの3度の選挙の中で検討してまいりましたのは、開票時間、投票時間をいかに短縮するか、これを課題としてまいりました。その検討の中でむだとして浮かび上がってまいりましたのが、例えばむつ市内で開票所から一番近い投票所は海老川地区コミュニティセンターでございまして、890メートルでございます。そして、その次が930メートルで星美幼稚園でございます。この距離ですと、車で二、三分で開票所に到達するわけでございます。投票所で投票業務を行った職員が投票所閉鎖後に開票所に出向いて、そこで開票事業に従

事するわけでございます。このときに従事する職員は旧市内の投票所、36投票所にばらまかれた職員が開票所に参りまして開票事務に従事するわけでございますが、その人員は約150名に達します。そして、これらの職員は20分から30分で投票所から開票所であります市民体育館に到着いたします。そして、ここから開票開始時間の夜10時まで待機する時間となります。私どもの検討の結果、この1時間強の時間がむだな時間と。そして、150人であれば都合150時間と、こういうむだが発生しているということで、投票環境を整備するという観点からも、時間帯、衆議院議員選挙で今回対象となりました21投票所でございますが、この投票所の朝7時から夜8時までの投票者数を調査いたしました。そして、その結果川内地区が13投票所で32名、そして大畑地区が2カ所で6名、脇野沢地区が6カ所で8名が投票所においてとなっております。そして、市長選挙では同じく川内地区が同じく32名、大畑地区では2投票区で4名、脇野沢地区では6名となっております。このような結果を踏まえまして、先ほど柴田議員もその面もご指摘になりましたけれども、前日の夜8時まで期日前投票所を開いて投票を受けておるということをお考え合せた場合に、若干の、確かに無理はあったかもしれませんが、皆様のご理解は得られるのではないかと。そして、4月26日の段階の行政連絡員の総会がプラザホテルむつでございました。その席にお邪魔いたしまして、行政連絡員の方々に一応このご説明を申し上げました。そして、何らかの選挙管理委員会に要望等が寄せられるものと考えておりましたけれども、一件もございませんでしたので、このように決定させていただいたわけでございます。議員がおっしゃられたような1票をむだにするような、そして脇野沢地区の有権者の方々をむげにするような、そういうふうなことは一切考えておりませんので、何とぞ

ご了解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（柴田峯生） 私は、副市長のご答弁は、会派代表者会議を通じても理解をしているつもりです。ただ、そういう見方をする市民もいるということをご理解していただければいいなど。精算終わっていないというので、金額の内訳は出ないわけですが、それも早い段階で市民にわかるような方法で示してほしいなど。

それから、選挙の方の関係については、やはり選挙は特に今回の7月15日、そして9月の市議会議員の選挙、これは県議会議員とか知事選挙とはまた違った意味で、本当に市民にとっては戦なのです。投票率も格段と違います。ですから、もう時間もそういったことを考えると一票とも言えない。町村長の選挙でも1票で当落が決まるというふうな自治体があるわけですから、ましてや市議会議員などの選挙であれば、そういうことだってあり得るわけで、市民にとって選択の幅が狭められるということは非常に問題があると私は申し上げておきます。

ただ、さっきも申し上げましたように、本村地区以外の部分については、過去にもそういった町村の段階でも事例がありますので、それはそれとして許容できますけれども、少なくとも本村地域が一緒になったということは非常に残念だと申し上げて終わります。

○議長（川端澄男） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 1点だけお願いします。

市葬を行う決まり、条例はあるのかということですが、先ほどの柴田議員に対する答弁を聞いていますと、ないのかなという形で聞いてお

りました。やはりこういうのは今後とも、それでは特例という扱いで対応するものかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 本市には、特にそういう市葬を行うということでの決まりはございません。あくまでも先ほども柴田議員に申し上げましたとおり、21年以上の市長職としてのむつ下北地域の振興発展に多大な貢献をされた。もちろん文化、歴史的なそういう発展も含めてでございますが、そういう現職としての急逝につきまして、市民ともどもということでの考え方でございます。

条例は、結構大変なのです。そういう名誉市民条例ということで、亡くなった場合は市葬ができるということですが、その名誉市民の方にはいろんな特典を与えています。年金的なものを付与したりとか、そういう優遇措置を講じておりますし、これはひとつ見識の問題であろうかと思いますが、いろいろ政治ばかりではなく、名誉市民としては文化的、歴史的、そういった功労の方もあるわけですので。そして、今言ったように、その中で長崎市の場合は大きなといいますか、その名誉市民の市葬ということに限らず特別現職として広くとらえて、これは市民あるいは市議会の同意を得られると、得たということをやっております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は承認することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月20日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、明6月20日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、6月21日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時37分 散会

